

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る 関係規則等の改正案に対する意見公募の結果及び改正案の決定

令和6年2月14日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係規則等の改正案（以下「改正案」という。）に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方についての了承を諮るとともに、改正案の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和5年度第52回原子力規制委員会（令和5年12月13日）において、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に関し、改正が必要となる関係規則等の案に対する意見公募を実施すること及び法令上の解釈を明確にすることが了承されたことから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募及び任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期 間：令和5年12月14日から令和6年1月12日まで（30日間）
- (2) 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：13件²

4. 提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方を別紙1のとおり了承いただきたい。

5. 関係規則等の改正案について（委員会決定事項）

別紙2から別紙4までに示す改正案のとおり改正する決定を行っていただきたい。

なお、別紙3の改正案は、提出意見を踏まえて記載の適正化を行うとともに、別紙2及び別紙4の改正案は、誤記の修正を行っている。

6. 今後の予定

原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（以下「規則」という。）

¹ 令和5年度第52回原子力規制委員会資料3のうち、別紙4の1.及び2.の表に掲げる法令の条項について、資料3本文の3.（2）のとおり解釈することが了承された。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

の施行日は、公布の日としたい。また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド³の一部改正について」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド⁴の一部改正について」は、規則の施行の日から施行したい。

(添付資料)

- 別紙 1 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係規則等の改正案に対する御意見への考え方(案)
- 別紙 2 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(案)
- 別紙 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について(案)
- 別紙 4 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について(案)
- 参考 1 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(案)【見え消し版】
- 参考 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について(案)【見え消し版】
- 参考 3 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について(案)【見え消し版】
- 参考 4 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る関係規則等の改正案及び意見公募の実施(令和5年度第52回原子力規制委員会資料3)

³ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))

⁴ 「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」(原規放発第2303299号(令和5年3月29日原子力規制委員会決定))

**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る
関係規則等の改正案に対する御意見への考え方（案）**

令和 年 月 日

記録媒体を指定する規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
1	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十三の三の二十一（記録）において、「記録し、これをその工場又は事業所に備えておかなければならない。」と記載されている。デジタル原則を踏まえ、記録のデジタル化とインターネットの利用による閲覧による記録を可能とする記載に改正し、例えば記録のクラウドへの保存により、保存・閲覧環境の向上を許容すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 21 の規定（※1）にある記録の備え置きについて、その目的としては、例えば、検査官が現場で検査を実施する際、いつでも、記録の内容を確認できるようにするためにあります。
2	今回のデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等については、デジタル社会の実現を目的に、高精度カメラやクラウド等のデジタル情報技術を原子力規制に積極的に活用していくことに伴い、関係法令等を見直すものと理解しています。一方、発電用原子炉設置者に要求されている「記録」の保存の扱いについては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律_第 43 条の 3 の 21（記録）」において、「原子力規制委員会規則で定める事項の記録は、工場又は事業所に備えて置かなければならない」と定められ、クラウド等ではなく物理的な記録の保存を求めています。今回の関係法令の見直し案と整合を図る必要はないのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これに対応するように、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 68 条の規定で（※2）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 21 に規定する記録を電磁的方法により保存を行うことを認めており、この場合、当該機器が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない旨定めています。 ➤ 従って、電磁的方法による保存を行う場合は、サーバーの設置場所の如何を問わず、記録事項の内容を踏まえた上で、前述のように、必要に応じ直ちに記録を電子計算機等で表示されることができるようにする必要があります。
3	「原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（以下、「本改正規則」という。）第三条別表第一の上覧に掲げる「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「炉規法」という。）第十一条（記録）にて「製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、製錬の事業の	<ul style="list-style-type: none"> ➤ なお、この電磁的方法による保存を行う場合は、ログ、アクセス、バックアップなどについて、原子力規制委員会が定める基準（※3）を確保するよう努めなければなりません。

記録媒体を指定する規定の見直し関係

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。」と定められていることから、電磁的記録を保存するサーバーは工場又は事業所に置く必要があると解釈しています。令和5年度 第52回原子力規制委員会の議事録では、「民間のクラウドを使うことを否定しているわけではないですが、きちんと管理していることを確認した上で、契約をしていただく」と発言されており、民間のクラウドを使用することを認めているということは、必ずしもサーバーを工場や事業所に備えて置く必要は無いという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本改正規則 第三条 別表第一の上欄に掲げる炉規法第十一条（記録）は製錬事業者の記録のみが対象となるが、上記議事録にある民間クラウドを使用可能であるという主旨を踏まえると、発電用原子炉設置者の記録に対する要求である炉規法第四十三条の三の二十一（記録）「発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。」についても、必ずしもサーバーを工場や事業所に備えて置く必要は無いという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>※1 原子炉等規制法第11条の規定（製錬事業者に記録を義務付ける規定）も同様の規制となっている。</p> <p>※2 製錬事業者については、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成24年原子力規制委員会規則第3号）第3条の規定により、記録を電磁的方法により保存を行うことが認められている。</p> <p>※3 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成24年原子力規制委員会告示第1号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成24年原子力規制委員会告示第2号）</p>
4	<p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」に係る「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」第三条において「ファクシミリ装置」と記載し通信手段を限定している。</p> <p>デジタル原則を踏まえ、通信手段を限定しない記載を許容するよ</p>	<p>➤ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省、経済産業省令第4号）第3条第1項の規定は、「…（略）…ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信する…</p>

記録媒体を指定する規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	うに「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」を改正すべきではないか。	<p>(略) …」旨定めています。本規定が要求しているのは、あくまでも「なるべく早く到達する通信手段」であって、「その他の」の前の「ファクシミリ装置」は、「なるべく早く到達する通信手段」の例示にすぎません。</p> <p>➤ また、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省、経済産業省令第 2 号）は、通信手段を定めるものではありません。</p>

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
5	9 ページの改正前の第 17 条第 2 号の「安全な場所の周囲への立入りを禁止する」を、改正後は「安全な場所への立入りを禁止する」に改めたと解釈してよろしいか。	<p>➤ 本改正案の趣旨は、「その場所の周囲には縄を張り」といった関係者以外の者の立入りを禁止する具体的な方法の例示を削除することにより、関係者以外の者の立入りが禁止されている場所を変更するものではありません。</p>
6	立入りを制限と立入りを禁止が混在。同様要求が在るならば何れかの用語への統一を求める。使い分けが在るならば説明を求める。	<p>➤ 本改正案のうち、立入制限については、例えば、実用炉規則第 88 条第 1 項第 7 号の規定のとおり、工場又は事業所において行われる運搬について定めるものであり、事業者が当該運搬を実施する際、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限するにとどまり、立入りを禁止するものではないため、「立入り</p>

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
		<p>を制限」という文言で定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ これに対して、本改正案のうち、立入禁止については、例えば、実用炉規則 135 条第 2 号の規定のとおり、危険時の措置について定めるものであり、放射線防護の観点から、関係者以外の者の立入りを禁止するものであるため、「立入りを禁止」という文言で定めています。
7	<p>実用炉規則第 88 条（工場又は事業所において行われる運搬）の改正案はデジタル技術の活用促進のために「標識」や「見張人」等の手段の記載を削除したものと理解している。</p> <p>現行の実用炉の保安規定には、「標識」、「見張人」の規定があるが、立入り制限が要求事項であり、手段を問わないという意図の変更であるなら、デジタル技術の導入前後によらず保安規定の「標識」、「見張人」等の手段の記載を削除しても良いと考えるがよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工場又は事業所において行われる運搬について、デジタル技術を活用する等の方法により、立入り制限の措置を適切に講ずる限りにおいては、保安規定から「標識」や「見張人」といった記載を削除する保安規定の変更は可能だと考えられますが、立入り制限の措置に関する具体的な内容等については、保安規定の変更認可の審査において、個別に確認することとなります。 ➤ なお、保安規定の変更の認可の後の工場又は事業所において行われる運搬については、その実施状況について必要に応じて原子力規制検査において確認することとなります。
8	<p>保安措置ガイド改正案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページの改正後欄の下線部分の 2 行目「事業所内で」と同 3 行目「事業所で」との違いは、何を意味するのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘の「事業所内で」という文言と「事業所で」という文言は、同じ意味です。 ➤ 御指摘を踏まえ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
		る運用ガイド」（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定）。以下「保安措置ガイド」という。）の改正案のうち、御指摘の記載の箇所については、「事業所内で」という文言に統一します。
9	<p>保安措置ガイド「VI. 施設管理」の「4. 施設管理の実施に関する計画（第 1 項第 4 号）」の改正は、デジタル技術の活用促進のために、人による巡視だけでなく、監視カメラ、ドローン等を活用することも可能とする変更と理解している。</p> <p>現行の保安規定には人が行う前提での巡視が規定されているが、本変更が、巡視に上記デジタル技術の活用による確認も含むことを意図した変更であるなら、デジタル技術の導入前後によらず現行の保安規定の巡視に、デジタル技術の活用による方法を含む変更をしても良いと考えるがよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設管理のために実施する巡視について、人が行う場合と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、判断の自動化まで含め、デジタル技術を活用する旨の保安規定の変更を行うことは可能だと考えられますが、施設管理のために実施する巡視に関する具体的な内容等については、保安規定の変更認可の審査において、個別に確認するとともに、保安規定の変更の認可の後の巡視の方法について、その実施状況を必要に応じて原子力規制検査において確認することとなります。 ➤ なお、仮にデジタル技術の導入にあたり、保安規定の変更認可が不要な場合であっても、事業者が定めた具体的な巡視の方法について、その実施状況を必要に応じて原子力規制検査において確認することとなります。
10	<p><該当箇所> 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正 <内容> 現在アナログのみで対応している件について、デジタル対応でも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の改正の趣旨は、デジタル化を妨げる規定類の見直しを行うものであって、デジタル化を義務付けるものではありません。 ➤ なお、デジタル技術を活用するか否かについて

目視規制の規定の見直し関係		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>可とする改正は良いと思いますが、フェーズにあるように、将来的にデジタルが原則となり、デジタル化しなければならない方向に移行する意図がある場合には、慎重に検討していただきたいです。</p> <p>特に、現地での見張りや放射線量の測定等の遠隔・デジタル化が必要になる場合には費用が発生しますので、費用の工面は各事業所任せになるような改正にならないように、ご配慮をお願いします。</p>	<p>は、一義的には、事業者の選択に委ねられます。</p>
11	<p>デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しを踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則では工場又は事業所における運搬及び危険時の措置の規定において縄張、標識の設置、見張人等といった立入制限措置の例示を削除するものであるとの説明がありました。</p> <p>一方で今回の改正対象外ですが、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の13第5号ハ（簡易運搬に係る技術上の基準）における「ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたとき」との規定は、今回の見直しの方針に示された立入制限措置の例示に当たると考えます。</p> <p>そのため、工場又は事業所における運搬の見直し（規則第18条第1項第6号）に併せて「運搬に従事する者以外の者の立入りを制限したとき」のような表現としてはいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「RI法施行規則」という。）の見直しのうち、第18条及び第29条に係る見直しについては、デジタル技術を活用することを可能にするため、人の配置を明示的に求める「見張人」という文言の見直しを行った結果、例示規定を削除したものであって、RI法施行規則に定める例示規定の全般を見直すことを目的としてはいません。 ➤ なお、RI法施行規則第18条の13第5号ハに規定する「縄張、標識の設置等の措置」については、令和5年度第52回原子力規制委員会（令和5年12月13日開催）の資料3の3.の「(2)法令上の解釈の明確化…(略)…【別紙4】」と同様にデジタル技術を活用することも可能です。 ➤ よって、原案のとおりとします。

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
12	<p>保安措置ガイド改正案について</p> <p>4 ページの改正後欄の最下行の 7 行上の下線部分の改正内容は何か？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘は、保安措置ガイドの別記 1 の題名「実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項」に関するものと理解しますが、現行の保安措置ガイドには、下線が引かれているため、新旧対照表に原文のまま記載したものであり、改正を行うものではありません。 ➤ 今回の改正を機に保安措置ガイドの別記 1 の題名の下線を削除する改正を行います。
13	<p>意見（今回の改正内容全般に関して）</p> <p>令和 4 年 12 月 28 日第 61 回原子力規制委員会（資料 4）では、4.（2）現行法令についての対応の方針として、「実施主体が事業者：活用可能なデジタル技術を例示した上で、必要な要求が満たされていればデジタル技術が活用できる旨を、何らかの規定類（ガイド、解釈等）で確認的に明示する。」とされていましたが、今回のパブコメにおいて規定類で明示されたのは「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」の規則改正等のみでしたが、その他の規定類での確認的な明示は行われな方針となったのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力規制庁内で検討を行った結果、デジタル原則を踏まえて見直すべき関係規則の規定の中には性能規定があることなどから、活用できるデジタル技術に関しては、一義的には、事業者の判断に委ねられるべきであり、方針を変更し、令和 5 年度第 52 回原子力規制委員会（令和 5 年 12 月 13 日開催）において、当日の原子力規制委員会資料 3 の 3. の「（2）法令上の解釈の明確化…（略）…【別紙 4】」に記載しているとおり、原子力規制委員会資料で解釈の明確化を図ることを、原子力規制委員会に諮ったものです。 ➤ なお、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第 2303299 号（令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定））の改正案に例示されているものは、御指摘の「活用可能なデジタル技術」ではなく、現行の RI 法施行規則第 18 条第 1 項第 6 号及び第 29 条第 1 項第 5 号

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
		に例示されている内容を規則から同ガイドに移行したものです。
14	<p>今回の改正内容と直接関係はありませんが、RI 法第 12 条の 6 に基づく RI 法施行規則第 14 条の 6 では、放射性同位元素装備機器ごとに文書を添付することが要求されているが、販売又は賃貸先のユーザーが容易に閲覧又は様式を利用できる状態（例えば HP に掲載し、案内する等）にすることは認められないのでしょうか。また、今後、届出等の電子申請が開始されると聞いていることから、様式そのものの添付を必須にする必要はないと考えるのがいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ RI 法第 12 条の 6 の規定及び RI 法施行規則第 14 条の 6 の規定に基づき、放射性同位元素装備機器のうち、表示付認証機器又は表示付特定認証機器（以下「表示付認証機器等」という。）を販売（又は賃貸）する場合、届出販売業者（又は届出賃貸業者）は、安全上の取扱いに関する文書や手続様式を表示付認証機器等に添付し、表示付認証機器等とともにその使用者（表示付認証機器等の購入者（又は賃借人）といったユーザー）に提供する必要があります。 ➤ 表示付認証機器等に安全上の取扱いに関する文書や手続様式の添付を要求している趣旨は、放射線取扱主任者のような専門資格を要しない表示付認証機器等の使用者に対して、手元に表示付認証機器等が届いた際、どのような安全上の取扱いが必要であり、またどのような法手続が必要なのか、確実に認知してもらうことにあります。このため、RI 法第 12 条の 6 の規定及び RI 法施行規則第 14 条の 6 の規定は、届出販売業者（又は届出賃貸業者）に対して、それらを表示付認証機器等に添付して、販売（又は賃貸）することを要求しているところです。 ➤ 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
		<p>だきます。なお、令和6年4月1日に「放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト」で受け付けできる電子申請を拡充する予定であり、表示付認証機器の利用者が行う届出については、情報通信技術を利用して行うことが可能となる予定です。</p>
15	<p>総論的意見を述べさせていただきます。 デジタル技術を活用しデジタル原則とすることで事業者が享受できる利点を行政機関として提示してはいかがでしょうか。例えば、変更申請をしても審査期間が3カ月を超える場合もあり、申請者側が困ることになりますが、デジタル原則とすることで、申請者側に「審査の進捗状況の確認」ができるとありがたいです。 なお、デジタル化を進める際は、不具合が出ることがないように、事業所の要望に沿っていただきたいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見の「審査の進捗状況の確認」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト」に関するものと推察します。 ➤ 令和6年4月1日から「放射性同位元素等規制法オンライン手続サイト」において電子申請した場合には、申請者側からも、手続の処理状況を確認できるよう準備を進めています。
16	<p>案件名のうち「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し」は不相当である。同見直しと本改正の内容とは無関係だから。(案件番号 198023106 の例「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等」が適当。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見は、ホームページ「e-Gov パブリックコメント」に掲載している「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る関係ガイドの改正案に対する意見公募について」(案件番号：198023210)について、その一部の文言に関して、「アナログ規制の見直し」ではなく、「アナログ規制の見直し等」と指摘するものと理解します。 ➤ 上記のページに掲載している保安措置ガイドの改正案及び立入検査ガイドの改正案は、アナログ規制の見直しの一環で、作成したものです。

その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他方で、誤記の修正等、御指摘のとおり、アナログ規制の見直しとは関係のない改正も、改正案として掲載しているため、今後は、誤解を招かない記載になるよう努めます。

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録</p>	<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー</p>

に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

<p>2 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>
--	--

(原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

2 5 7 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

2 5 7 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2|| 行政機関等が、原子力規制委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)に記録する方法により作成等を行うものとする。

(新設)

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第三条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限するこ</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用</p>

<p>と。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)</p>	<p>する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

第四条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(危険時の措置)	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 （略）

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 （略）

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第五条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年 総 理 府 令 第 一 号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>

(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>六 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>六 (略)</p>
---------------------------	---------------------------

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

(国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正)

第七条 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
------------	------------

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(光ディスクによる手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク(日本産業規格X606及びX6281又はX6061及びX6241に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)及び別記様式第三十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

(削る)

備考 1 (略)

2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2 以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。

5 (略)

光ディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した光ディスクを次のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類
- 3 光ディスクの種類 (CD又はDVDの別)

備考 1 (略)

2 法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。

5 (略)

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三五六 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三五六 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第十条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

二〇四 (略)

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、その場所の周囲に縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

二〇四 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正)

第十一条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十二条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p>

<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

(船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則の一部
改正)

第十三条 船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年運輸省令第七十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>

<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十四条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p>

ない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 (略)

ない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第十五条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和

六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十六条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十七条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正)

第十八条 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

次に改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には繩を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十九条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>

<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	---

(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正)

第二十条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年 文部科学省 令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を含む。）により記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は出力装置の映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書、磁気テープその他の記録媒体に記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規

則の一部改正)

第二十一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>

<p>会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十（略）</p> <p>254（略）</p>	<p>会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>八～十（略）</p> <p>254（略）</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>保全に従事する者が毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>

エ. ～ク. (略)

5.・6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

VII. ・VIII. (略)

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1に記載している規則の条項において、工場又は事業所内での活動を規定している。

工場又は事業所内での運搬については、無用な被ばくを防ぐ観点等から、監視、警告等による確実な方法により、運搬物の運搬経路において、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する必要がある。

また、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工

エ. ～ク. (略)

5.・6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

VII. ・VIII. (略)

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1に記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認と

場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

しては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2相ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の「第35条(安

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に

全保護装置)」の「4」に記載されている「(別記-11)」に基づいた「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」又は「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC 4620-2020)」の要求事項に従って文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性)
(略)

別記 2・3 (略)

記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性)
(略)

別記 2・3 (略)

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第 2303299 号（令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置⁵⁷を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>	<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

⁵⁷ 規則第29条第1項第5号に規定する「関係者以外の者の立入りを禁止する」措置として、例えば、放射性同位元素等に移した場所の周囲に縄を張ることや標識等を設けること、現場の状況に応じて見張りを行うこと等が考えられる。

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁸。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

（新設）

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁷。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁸ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁹に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁹ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁶⁰を含め、業務の改善を確実に、

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁷ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁸に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁸ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁵⁹を含め、業務の改善を確実に、

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁶⁰の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁶⁰ (略)

⁶¹ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶²は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁵⁹の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁵⁹ (略)

⁶⁰ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶¹は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶² (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶³

②～⑨ (略)

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶¹ (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶²

②～⑨ (略)

脚注

⁶³ (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8－2参照）⁶⁴。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8－3参照）⁶⁵。

脚注

⁶⁴ (略)

⁶⁵ (略)

別記

脚注

⁶² (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8－2参照）⁶³。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8－3参照）⁶⁴。

脚注

⁶³ (略)

⁶⁴ (略)

別記

< 第 4 章関係 >

別記 4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第 18 条第 1 項の基準を適用しない事業所等内運搬については、表外の注記を参照。)	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること (第 6 号)。	第 4 章 II. 1. に示す立入検査対象事項及び検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置 (標識の設置、見張り等) 状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
(略)	(略)	(略)

※ 1、※ 2 (略)

注 (略)

別記 4-2、別記 4-3 (略)

< 第 5 章関係 >

第 1 節関係

別記 5-1-1、別記 5-1-2 (略)

別記 5-1-3 定期講習の受講⁶⁶

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期

< 第 4 章関係 >

別記 4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第 18 条第 1 項の基準を適用しない事業所等内運搬については、表外の注記を参照。)	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること (第 6 号)。	第 4 章 II. 1. に示す立入検査対象事項及び検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
(略)	(略)	(略)

※ 1、※ 2 (略)

注 (略)

別記 4-2、別記 4-3 (略)

< 第 5 章関係 >

第 1 節関係

別記 5-1-1、別記 5-1-2 (略)

別記 5-1-3 定期講習の受講⁶⁵

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁶ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁷
(略)	(略)

脚注

⁶⁷ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁵ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁶
(略)	(略)

脚注

⁶⁶ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁸</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁷</p>
<p>脚注 ⁶⁸ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>	<p>脚注 ⁶⁷ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>

参考1（赤字傍線部分及び赤色の傍線部分は、意見公募時の案からの変更箇所を示す。）

（案）

○原子力規制委員会規則第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録</p>	<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー</p>

に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

<p>2 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>
--	--

(原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

257 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

257 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2|| 行政機関等が、原子力規制委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 (略)

(電磁的記録による作成等)

第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録する方法により作成等を行うものとする。

(新設)

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第三条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限するこ</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用</p>

<p>と。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
(危険時の措置)	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>二～四 （略）</p>

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 （略）

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 （略）

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第五条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年 総 理 府 令 第 一 号）

通商産業省

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を<u>講じなければならない</u>。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には<u>縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること</u>。</p> <p>三〇六 (略)</p>

(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p>

<p>五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>六 (略)</p>
--	--

(国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正)

第七条 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項及び第十條において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第十條 第七條第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(光ディスクによる手続)

第十條 第七條第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX〇六一〇及びX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)及び別記様式第三十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

(削る)

備考 1 (略)

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2 以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 (略)

光ディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した光ディスクを次のとおり提出いたします。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類
- 3 光ディスクの種類 (CD又はDVDの別)

備考 1 (略)

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。
- 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 (略)

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略） 七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十（略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略） 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十（略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第十条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

二〇四 (略)

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、その場所の周囲に縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

二〇四 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正)

第十一条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十二条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p>

<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	---

(船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則の一部
改正)

第十三条 船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年運輸省令第七十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>

<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十四条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p>

ない。

- 一 (略)
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 (略)

ない。

- 一 (略)
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第十五条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和

六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十六条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十七条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には繩を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正)

第十八条 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を<u>講じなければならない</u>。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には繩を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十九条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>

<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正)

第二十条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年 文部科学省 令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は出力装置の映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書、磁気テープその他の記録媒体に記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規

則の一部改正)

第二十一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>

<p>二 五 四 (略)</p> <p>八 十 (略)</p> <p>七 運搬経路において、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>一 六 (略)</p>	<p>二 五 四 (略)</p> <p>八 十 (略)</p> <p>七 運搬経路において、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>一 六 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考2（赤字下線部分及び赤字部分は、意見公募時の案からの変更箇所を示す。）

（案）

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>保全に従事する者が毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>

エ. ～ク. (略)

5.・6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

VII. ・VIII. (略)

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1に記載している規則の条項において、工場又は事業所内での活動を規定している。

工場又は事業所内での運搬については、無用な被ばくを防ぐ観点等から、監視、警告等による確実な方法により、運搬物の運搬経路において、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する必要がある。

また、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工

エ. ～ク. (略)

5.・6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

VII. ・VIII. (略)

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1に記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認と

場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

しては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2相ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の「第35条(安

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に

全保護装置)」の「4」に記載されている「(別記-11)」に基づいた「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」又は「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC 4620-2020)」の要求事項に従って文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性)
(略)

別記 2・3 (略)

記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性)
(略)

別記 2・3 (略)

参考3（赤字下線部分は、意見公募時の案からの変更箇所を示す。）

（案）

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第2303299号（令和5年3月29日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

改正後	改正前
<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置⁵⁷を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>	<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

⁵⁷ 規則第29条第1項第5号に規定する「関係者以外の者の立入りを禁止する」措置として、例えば、放射性同位元素等に移した場所の周囲に縄を張ることや標識等を設けること、現場の状況に応じて見張りを行うこと等が考えられる。

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁸。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

（新設）

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁷。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁸ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁹に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁹ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁶⁰を含め、業務の改善を確実に、

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁷ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁸に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁸ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁵⁹を含め、業務の改善を確実に、

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁶⁰の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁶⁰ (略)

⁶¹ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶²は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁵⁹の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁵⁹ (略)

⁶⁰ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶¹は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶² (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶³

②～⑨ (略)

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶¹ (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶²

②～⑨ (略)

脚注

⁶³ (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8-2参照）⁶⁴。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8-3参照）⁶⁵。

脚注

⁶⁴ (略)

⁶⁵ (略)

別記

脚注

⁶² (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8-2参照）⁶³。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8-3参照）⁶⁴。

脚注

⁶³ (略)

⁶⁴ (略)

別記

< 第 4 章関係 >

別記 4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第 18 条第 1 項の基準を適用しない事業所等内運搬については、表外の注記を参照。)	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること (第 6 号)。	第 4 章 II. 1. に示す立入検査対象事項及び検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置 (標識の設置、見張り等) 状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
(略)	(略)	(略)

※ 1、※ 2 (略)

注 (略)

別記 4-2、別記 4-3 (略)

< 第 5 章関係 >

第 1 節関係

別記 5-1-1、別記 5-1-2 (略)

別記 5-1-3 定期講習の受講⁶⁶

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期

< 第 4 章関係 >

別記 4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第 18 条第 1 項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第 18 条第 1 項の基準を適用しない事業所等内運搬については、表外の注記を参照。)	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること (第 6 号)。	第 4 章 II. 1. に示す立入検査対象事項及び検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
(略)	(略)	(略)

※ 1、※ 2 (略)

注 (略)

別記 4-2、別記 4-3 (略)

< 第 5 章関係 >

第 1 節関係

別記 5-1-1、別記 5-1-2 (略)

別記 5-1-3 定期講習の受講⁶⁵

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁶ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁷
(略)	(略)

脚注

⁶⁷ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁵ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁶
(略)	(略)

脚注

⁶⁶ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁸</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁷</p>
<p>脚注 ⁶⁸ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>	<p>脚注 ⁶⁷ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し等に係る 関係規則等の改正案及び意見公募の実施

令和5年12月13日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、デジタル原則¹を踏まえたアナログ規制の見直し等に関し、改正が必要となる法令等についての了承を諮るとともに、当該案に対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な7項目のアナログ規制（参考2参照）について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）の場で「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられた。これを受けて、令和4年第61回原子力規制委員会（令和4年12月28日）において、原子力規制委員会が所管する規制について、見直しを要する条項とされた213件の対応方針について報告を行った（参考3参照）。

そのほか、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により新設された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条の規定内容を踏まえ、関係する規則及びガイドの改正案等を作成した。

3. 関係する規則及びガイドの改正案等（委員会了承事項）

以下に示す改正案等について、了承いただきたい。

（1）デジタル原則を踏まえた関係規則及びガイドの改正【別紙1、別紙2及び別紙3】

① 記録媒体を指定する規定の見直し（見直しを要する条項 3件）

- 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成24年原子力規制委員会規則第3号）における磁気ディスク等を指定する規定等について、クラウドの利用が可能であることを明確化する改正を行う。

¹ 令和3年11月に「デジタル臨時行政調査会」が発足し、同年12月、同調査会にて、「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現し、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」を策定した。デジタル原則に適合したデジタル社会の実現を目指して、各府省庁とも連携し、構造改革に取り組んでいくこととしている。

② 目視規制のうち「見張人」の規定の見直し（見直しを要する条項 29 件）

- 原子炉等規制法関係規則²、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）のいずれにおいても、工場又は事業所における核燃料物質等、放射性同位元素等などの運搬においては、見張人を配置すること等による立入制限措置を講じることとされている。また、危険時の措置として、核燃料物質、放射性同位元素等を他の場所に移した場合等には、その場所に見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止することとされている。
- これらの規定はいずれも、核燃料物質等、放射性同位元素等などの周囲に人がみだりに立ち入ることを制限するよう求めるものであって、「人」を配置することを明示的に求めるものである。他方、例えば、十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなど、「見張人」が行う場合と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、デジタル技術の活用を排除する必要はない。
- 状況に応じた適切な立入制限措置を講ずるため、どのような手段を用いるかについては、事業者自らが主体的に判断すべき事柄であることから、関係規則において、縄張り、標識の設置、見張人等といった立入制限措置の例示を削除する規則改正を行う。
- また、事業所内運搬を定める規則の規定を改正することを受けて、当該改正後の規定の趣旨を明確化するため、無用な被ばくを防ぐ観点等から、適切な立入制限措置を講ずる必要がある旨を現行の「保安措置ガイド」³IX. 及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」⁴に追記する改正を行う。

③ 目視規制のうち「巡視」の規定に係るガイドの見直し（見直しを要する条項 23 件）

- 原子炉等規制法関係規則⁵においては、施設の巡視に関することを含めて施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設管理を実施することとされている。
- 当該計画に従って、目視及び人の判断による巡視が従前より行われているが、原子炉等規制法関係規則の規定は「巡視」という行為を求めるものであり、デジタル技術を活用した巡視活動を排除するものではない。

² 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）等（別紙 4 1. a-1 ①及び②の法令名参照）

³ 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））

⁴ 「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」（原規放発第 2303299 号（令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定））

⁵ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）等（別紙 4 1. a-1 ③の法令名参照）

- 今般、デジタル原則を踏まえて、人が行う場合と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、判断の自動化まで含め、デジタル技術を活用することが可能である旨、当該「巡視」の解釈の見直しを図ることとする。
- 具体的には、現行の「保安措置ガイド」VI. 4. のうち、「ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）」には、「保全に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週1回以上）の巡視をする」旨、記載されているところ、上記の解釈の明確化を図るため、「保全に従事する者が」という文言を削る改正を行う。⁶

(2) 法令上の解釈の明確化（見直しを要する条項 206 件※上記（1）②及び③との重複を含む。）【別紙4】

別紙4の1. 及び2. の表に掲げる、7項目のアナログ規制に関し原子力規制委員会が所管する法令⁷の条項については、以下のように、法令上の解釈の明確化を図る。

- これらの条項は、デジタル技術の活用の可否について、規定上明示していないが、デジタル技術の活用を一律に否定しているものではない。技術基準等に定める規制上の要求事項が満たされる場合には、これらの条項によってデジタル技術の活用が妨げられるものではなく、一義的に事業者の選択に委ねられる。
- これらの条項に関し、事業者がデジタル技術の活用を選択する場合には、当該デジタル技術の活用により規制上の問題や懸念が生じないことを、必要に応じて法令に基づく審査や検査等により確認することとなるが、その際、事業者は当該デジタル技術が規制上の要求事項を満たすことを十分に示す必要があり、これが適切に示されない場合には、当該デジタル技術の活用は認められない。
- 登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）第18条第1項第2号イに定める定期検査の方法等、原子力規制委員会の登録を受けた者が実施するものについても、デジタル技術の活用が妨げられるものではない。そのデジタル技術が業務の実施上適切なものであるかを、法令に基づく審査及び検査等により確かめることとなるが、その際、登録を受けた者は、そのデジタル技術が要求事項を満たすことを十分に示す必要があり、これが適切に示されない場合には、当該デジタル技術の活用は認められない。
- また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の33第1項に基づき原子力規制委員会が実施する実地調査等についても、デジタル技術の活用が妨げられるものではない。

⁶ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第12条第3号ハ及びヘに定める「巡視」については、関連するガイド類が定められていないため、デジタル技術の活用が可能であるとの法令解釈を本原子力規制委員会資料に示すことをもって、対応することとする。

⁷ 今回の見直し対象となっている原子力規制委員会の所管法令の条項には、別紙4に掲げるもののほか、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）の目視規制と定期検査に関する4つの条項があるが、これらについては主管する経済産業省と調整中。

(3) 併せて実施する規則及びガイドの改正【別紙1、別紙2及び別紙3】

① 処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和

- 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和2年原子力規制委員会規則第22号）を改正し、電子署名の定義に、政府認証基盤（GPKI）の官職証明書や地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子署名を追加し、電子情報処理組織による処分通知等においてこれらの利用が可能であることを明確化するとともに、電子証明書の添付に係る規定を削除し、電子証明書の作成を前提としていない立会人型電子署名の利用を可能とする。

② その他記載の適正化等

- 今回、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」及び「保安措置ガイド」を改正することから、併せて、誤記等の訂正を目的とした改正を行う。
- また、「保安措置ガイド」については、日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」（JEAC 4620-2020）を取り込むための改正も行う。

4. 意見公募の実施（委員会了承事項）

上記3. の内容のうち、別紙1について、行政手続法（平成5年法律第88号）の命令等に該当するため、行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。また、上記3. の内容のうち、別紙2及び別紙3についても、同様に以下の期間及び方法のとおり、任意の意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間： 令和5年12月14日から令和6年1月12日まで（30日間）

実施方法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

令和6年3月頃を目途に、関係規則及びガイドの改正の決定について原子力規制委員会に付議する。

（添付資料）

- | | |
|-----|---|
| 別紙1 | 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（案） |
| 別紙2 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案） |
| 別紙3 | 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について（案） |
| 別紙4 | デジタル原則を踏まえた対応一覧（案） |

- 参考 1 デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（7 項目のアナログ規制）
のうち原子力規制委員会が所管する法令
- 参考 2 デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（別紙） 抜粋
- 参考 3 令和 4 年第 61 回原子力規制委員会（令和 4 年 12 月 28 日）資料 4

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第三号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録</p>	<p>（電磁的記録による保存）</p> <p>第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上覧に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー</p>

に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2・3 (略)

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて

<p>2 (略)</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>2 (略)</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p>
--	--

(原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

2 5 7 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

二 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 (略)

2 5 7 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

<p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に記録する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等はクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>2 行政機関等が、原子力規制委員会の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録する方法により作成等を行うものとする。</p>
<p>(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正)</p>	<p>(新設)</p>

第三条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限するこ</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六（略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用</p>

<p>と。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第十七条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 八～十 （略） 2～4 （略） （危険時の措置）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 八～十 （略） 2～4 （略） （危険時の措置）</p>

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 （略）

第八条 法第六十四条第一項の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。

- 一 （略）
- 二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 （略）

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第五条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年 総 理 府 令 第 一 号）
通商産業省
の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>

(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、</p>	<p>(事業所等における運搬の基準)</p> <p>第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならぬ応急の措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、</p>

必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 (略)

2 (略)

(国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正)

第七条 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(電磁的方法による保存)

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法)をいう。第四条の二十一第一項において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 (略)

(光ディスクによる手続)

第十条 第七条第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX〇六一〇及びX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)及び別記様式第三十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類 (削る)

備考 1 (略)

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2 以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 (略)

光ディスク提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項の規定による報告書を記録した光ディスクを次のとおり提出いたします。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類
- 3 光ディスクの種類 (CD又はDVDの別)

備考 1 (略)

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。
- 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 (略)

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質の加工の事業に関する規則 (昭和四十一年総理府令第三十七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第九条の十七 法第六十四条第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八 十 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十条 法第六十四条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置をとらなければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三五六 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三五六 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第十条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

二〇四 (略)

(危険時の措置)

第六条 法第六十四条第一項（原子力事業者等が工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合に限る。）の規定により、原子力事業者等は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

- 一 放射性廃棄物による汚染が生じた場合には、その場所の周囲に縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

二〇四 (略)

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正)

第十一条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十二条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 一～六 （略） 七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p>

<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	--

(船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則の一部
改正)

第十三条 船舶に設置する原子炉 (研究開発段階にあるものを除く。) の設置、運転等に関する規則 (昭和五十三年運輸省令第七十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>	<p>（原子力船等において行われる運搬）</p> <p>第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（危険時の措置）</p>

<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十四条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第二十三条 法第六十四条第一項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p>

ない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三〇六 (略)

ない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三〇六 (略)

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第十五条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和

六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第三十六条 法第六十四条第一項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 六 (略)</p>

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十六条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>	<p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八〇十 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第四十四条 法第六十四条第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済燃料を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
--	--

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十七条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬） 第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十 （略）</p>

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三5六 (略)

254 (略)

(危険時の措置)

第三百三十条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三5六 (略)

(核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正)

第十八条 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(危険時の措置)</p> <p>第四条 法第六十四条第一項の規定により、受託貯蔵者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には繩を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三 〃六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十九条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>	<p>（事業所において行われる運搬）</p> <p>第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p>

<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>七〇九 (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第九十条 法第六十四条第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる応急の措置を採らなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	---

(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正)

第二十条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成二十四年 文部科学省 令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を含む。）により記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は出力装置の映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(放射線量の記録等) 第十条 法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書、磁気テープその他の記録媒体に記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。</p>

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規

則の一部改正)

第二十一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>	<p>（工場又は事業所において行われる運搬）</p> <p>第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置（原子力規制委員</p>

<p>会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>八～十（略）</p> <p>254（略）</p>	<p>会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>八～十（略）</p> <p>254（略）</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7（令和元年 12 月 25 日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>I. ～V. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画 (第1項第4号) (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施 (第4号ハ)</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、<u>保全に従事する者が毎日1回以上</u> (廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上) の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>

<p>エ. ～ク. (略)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)</p> <p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び<u>長期施設管理方針</u>の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p>非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。</p> <p>VII. ・VIII. (略)</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p><u>運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項において、工場又は事業所内での活動を規定している。</u></p> <p><u>工場又は事業所での運搬については、無用な被ばくを防ぐ観点等から、監視、警告等による確実な方法により、運搬物の運搬経路において、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する必要がある。</u></p> <p>また、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工</p>	<p>エ. ～ク. (略)</p> <p>5.・6. (略)</p> <p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)</p> <p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び<u>長期保守管理方針</u>の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p>非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。</p> <p>VII. ・VIII. (略)</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄</p> <p><u>運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 (昭和53年総理府令第56号)」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 (昭和53年総理府令第57号)」において事業所外での運搬、廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認と</u></p>
---	--

場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

しては、表 6 に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. （略）

表 1～2 （略）

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2相ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))の「第35条(安

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※ ¹	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視※ ¹
(略)	(略)	(略)	(略)
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

表4-1～6 (略)

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

① (略)

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に

全保護装置)」の「4」に記載されている「(別記-11)」に基づいた「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」又は「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC 4620-2020)」の要求事項に従って文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性)
(略)

別記 2・3 (略)

記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第 38 条第 5 項 (制御室居住性)
(略)

別記 2・3 (略)

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイドの一部改正について

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド（原規放発第 2303299 号（令和 5 年 3 月 29 日原子力規制委員会決定））の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置⁵⁷を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>	<p>第5章 放射線障害の防止のために行うべきその他の事項 第1節～第6節 (略) 第7節 危険時の措置等 I. 危険時の措置等に係る法令の規定 1. 危険時の措置</p> <p>許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を含む。以下本節において同じ。）は、所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、直ちに、応急の措置を講じなければならない（法第33条第1項及び規則第29条）。</p> <p>また、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない（法第33条第2項）。</p> <p>許可届出使用者・廃棄業者等（表示付認証機器等のみを販売する届出販売業者及び表示付認証機器等のみを賃貸する届出賃貸業者を除く。）は、危険時の措置及び放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に係る措置に関することについて、放射線障害予防規程に定め、原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項並びに規則第21条第1項第12号及び第13号）。</p> <p>さらに、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成30年原子力規制委員会告示第2号。以下「防災告示」という。）第1条に</p>

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

⁵⁷ 規則第29条第5号に規定する「関係者以外の者の立入りを禁止する」措置として、例えば、放射性同位元素等に移した場所の周囲に縄を張ることや標識等を設けること、現場の状況に応じて見張りを行うこと等が考えられる。

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁸。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

定める放射性同位元素又は防災告示第2条に定める放射線発生装置の使用をする者にあつては、応急の措置を講ずるために必要な事項について、放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第14号）。

なお、許可届出使用者・廃棄業者等及び表示付認証機器使用者は、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故等が生じた場合においては、その内容に応じて原子力規制委員会等の関係機関へ報告をしなければならない（法第31条の2）。

脚注

（新設）

2. 災害時の措置（危険時の措置を除く。）

許可届出使用者及び許可廃棄業者は、危険時の措置のほかに、地震、火災その他の災害が起こった時の措置に関することについて放射線障害予防規程に定め原子力規制委員会に届け出るとともに、当該予防規程に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない（法第21条第1項及び規則第21条第1項第11号）⁵⁷。

これは、必ずしも放射線障害のおそれ又は放射線障害の発生という事態に直結するものではないものの、地震、火災その他の災害が起こった時の初動対応に係る体制、放射性同位元素等及び放射線施設の点検等の必要な措置を

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁸ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁹に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁹ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁶⁰を含め、業務の改善を確実に、

あらかじめ定めておくことを求めるものである。

脚注

⁵⁷ (略)

II. (略)

第8節 業務の改善等

I. 業務の改善等に係る法令の規定

1. (略)

2. 業務の改善等に位置付けられる措置

(1) (略)

(2) 放射線防護の最適化の原則と業務の改善等

例えば、法令により定められた線量限度が守られている状況の下であっても、更に合理的に達成できる限り被ばく線量を低減させようとする自主的な活動は、放射線防護の最適化の原則⁵⁸に基づくものであり、業務の改善等の一つとして位置付けられる最も象徴的な取組である。

脚注

⁵⁸ (略)

II. 業務の改善等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

特定許可使用者又は許可廃棄業者が、放射線障害予防規程（その下部規程等を含む。）の規定に基づき、マネジメント層⁵⁹を含め、業務の改善を確実に、

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁶⁰の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁶⁰ (略)

⁶¹ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶²は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

かつ、適正に履行していることを確認する。

また、許可届出使用者（特定許可使用者を除く。）、届出販売業者、届出貨業者及び表示付認証機器届出使用者については、業務の改善等を講ずる責務を負うにとどまり、法令上の具体的な義務が課されていないものの、法第38条の4の規定の趣旨を踏まえ、業務の改善等に係る諸活動⁵⁹の取組状況を確認するものとする。

業務の改善等に係る確認において、放射線検査官が参考とし得る事項を別記5-8-1に示す。

脚注

⁵⁹ (略)

⁶⁰ (略)

2. (略)

第6章 廃止等に伴う措置

1. 使用の廃止等に係る法令の規定

1. (略)

2. 使用の廃止等に伴う措置

許可取消使用者⁶¹は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の除去、放射性汚染物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「廃止措置」という。）を講じなければならない（法第28条第1項）。

また、許可取消使用者等が、法第28条第1項の規定により、講じなければならない措置は、下表の左欄に応じて右欄に示すとおりである（規則第2

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶² (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶³

②～⑧ (略)

6 条第 1 項)。

区分	実施すべき廃止措置の内容
(略)	(略)
措置の概要	
(略)	

脚注

⁶¹ (略)

3. ～ 5. (略)

II. 廃止措置等に係る立入検査対象事項及び検査手法

1. 立入検査対象事項

(1) 廃止措置の実施 (略)

(2) 廃止措置が完了するまでの間における許可取消使用者等の措置

許可取消使用者等であって、従前の許可届出使用者・廃棄業者等又は表示付認証機器届出使用者に係るものは、廃止措置が完了するまでの間は、それぞれ許可届出使用者・廃棄事業者等又は表示付認証機器使用者若しくは表示付認証機器届出使用者とみなされ、法第 28 条第 7 項に規定するところにより、法の規定の適用を受ける（特定放射性同位元素の防護又は罰則に係る規定の適用を除き、主なものを下記①から⑧までに示す。）。

このため、許可取消使用者等の措置については、それぞれに該当する法令の規定への適合又は履行状況を確認する。それらに係る立入検査対象事項は、本ガイドの各章に示す事項と同様とする。

① 保管の基準等（法第 16 条）⁶²

②～⑧ (略)

脚注

⁶³ (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8-2参照）⁶⁴。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8-3参照）⁶⁵。

脚注

⁶⁴ (略)

⁶⁵ (略)

別記

脚注

⁶² (略)

2. (略)

第7章 (略)

第8章 その他

I. ～IV. (略)

V. 確認した事実等の取扱い

1. ～3. (略)

4. 立入検査結果に係る通知

立入検査結果のうち、上記3. の改善を求める事項については、書面により受検者に通知する（別記8-2参照）⁶³。

また、廃止措置については、立入検査により、法第28条第7項に定めるところの廃止措置の完了を確認したときは、廃止措置の完了の確認について、問合せに必要な放射線検査官の氏名及び連絡先を記載した上で、許可取消使用者等に通知するものとする（別記8-3参照）⁶⁴。

脚注

⁶³ (略)

⁶⁴ (略)

別記

< 第4章関係 >

別記4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第18条第1項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第18条第1項の基準を適用しない事業所等内運搬については、表外の注記を参照。)	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること(第6号)。	第4章II.1.に示す立入検査対象事項及び検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置(標識の設置、見張り等)状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
(略)	(略)	(略)

※1、※2 (略)

注 (略)

別記4-2、別記4-3 (略)

< 第5章関係 >

第1節関係

別記5-1-1、別記5-1-2 (略)

別記5-1-3 定期講習の受講⁶⁶

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期

< 第4章関係 >

別記4-1 内運搬に係る技術上の基準とその適合性確認のための方法例

内運搬に係る技術上の基準 (規則第18条第1項)	基準への適合性確認のための方法例 (規則第18条第1項の基準を適用しない事業所等内運搬については、表外の注記を参照。)	
	記録等により確認する場合	実地に確認する場合
(略)	(略)	(略)
運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること(第6号)。	第4章II.1.に示す立入検査対象事項及び検査手法に基づき確認する。	立入制限に係る措置状況を目視等により確認する。 現場において録取作成されている記録がある場合には、必要に応じそれらを照査するとともに、責任者、担当者等より説明を聴取して確認する。
(略)	(略)	(略)

※1、※2 (略)

注 (略)

別記4-2、別記4-3 (略)

< 第5章関係 >

第1節関係

別記5-1-1、別記5-1-2 (略)

別記5-1-3 定期講習の受講⁶⁵

区分	選任前後における受講履歴の有無等	受講すべき時期

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁶ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁷
(略)	(略)

脚注

⁶⁷ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

※ (略)

脚注

⁶⁵ (略)

第3節関係

別記5-3-1 (略)

別記5-3-2 教育及び訓練の時間数

教育及び訓練の項目	行わなければならない時間数 ⁶⁶
(略)	(略)

脚注

⁶⁶ (略)

第6節関係 (略)

第8節関係

別記5-8-1 業務の改善等に係る確認において放射線検査官が参考とし得る事項

以下に示す事項は、立入検査において放射線検査官が参考とし得る事項を例示するものであって、「業務の改善」として位置付ける措置の範囲や内容を限定するものではない。

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁸</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) その他、「業務の改善」として位置付けて活動しているもの⁶⁷</p>
<p>脚注 ⁶⁸ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>	<p>脚注 ⁶⁷ (略)</p> <p>第8章関係 (略)</p> <p>(参考) (略)</p>

デジタル原則を踏まえた対応一覧（案）

1. 代表的な7項目のアナログ規制（目視、実地監査、定期検査・点検規制）について

a-1. 実施主体が事業者の規制について（原子炉等規制法）

<目視規制>

① 工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第7条の6第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第2条の11の10第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第60条第1項第6号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第18条第1項第6号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第32条第1項第6号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第83条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第14条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第34条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第12条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第88条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第25条第1項第7号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第14条の2第1項第7号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化

② 危険時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
-----	----	--------	----

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第 8 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 17 第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第 8 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	第 4 条第 1 項第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	第 26 条第 1 項第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	第 6 条第 1 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 90 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 23 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 36 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 130 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 20 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 44 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 17 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 135 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 36 条第 2 号	目視規制	規則の改正／解釈の明確化

③ 施設の保全のために行う巡視、点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 7 条の 4 第 1 項第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化 ¹
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 7 条の 4 第 1 項第 4 号ヘ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第 2 条の 11 の 7 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質の使用等に関する規則	第 2 条の 11 の 7 第 4 号ヘ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 55 条第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 55 条第 4 号ヘ	目視規制	ガイドの改正／解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され	第 16 条第 3 号	目視規制	ガイドの改正／

¹ 「解釈の明確化」とは、デジタル技術の活用が可能であるとの法令解釈を令和 5 年度第 52 回原子力規制委員会資料 3. (1) ③及び(2)に示すことを意味している。

た物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	ハ		解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 16 条第 3 号 へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 29 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 29 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 76 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 76 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 11 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 11 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 31 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 31 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 9 条第 1 項第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 9 条第 1 項第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 81 条第 1 項 第 4 号ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 81 条第 1 項 第 4 号へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 22 条第 4 号 ハ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 22 条第 4 号 へ	目視規制	ガイドの改正/ 解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 12 条第 3 号 ハ及びへ ²	目視規制	解釈の明確化

<実地監査規制>

④ 品質マネジメントの内部監査

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則	第 46 条第 1 項	実地監査	解釈の明確化

<定期検査・点検規制>

⑤ 定期事業者検査

² デジタル庁のホームページに掲載されているデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表では、「第 12 条第 3 号」と記載されているが、本資料では誤記を修正している。なお、見直し完了時期ごとに実施するフォローアップ結果が、デジタル庁のホームページに公表される際は、正しい条文が記載される予定となっている。

法令名	条項	規制等の類型	対応
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第22条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第37条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の16第4項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の3の24第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の11第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の11第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の11第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第43条の20第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第46条の2の2第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第46条の2の2第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第46条の2の2第3項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第50条第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の10第1項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の10第2項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の10第3項	定期検査	解釈の明確化

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第 51 条の 18 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第 61 条の 2 の 2 第 1 号ロ	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 4 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 第 5 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 10	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 11	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 12	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 13 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 13 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 8 条第 1 項第 16 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 8 条第 2 項第 19 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 3 の 2	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 13 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 4 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 27 条第 6 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 28 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 29 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 30 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 30 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 30 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 63 条第 1 項 第 15 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 63 条第 1 項 第 17 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 88 条の 2 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 4 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 13 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 14 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 15 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 16 条	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 34 条第 1 項 第 15 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 34 条第 1 項 第 17 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 35 条の 15 の 2 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 51 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 52 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 53 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 54 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 55 条	定期検査	解釈の明確化
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 121 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 9	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 10	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 11	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 12	定期検査	解釈の明確化

使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第7条の12の2	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第17条第1項第17号	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第17条第2項第20号	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第19条の3の2	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第19条の15第3項	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第12条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第13条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第14条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第15条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第16条	定期検査	解釈の明確化
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第43条の12の2第3項	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の8	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の9	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の10	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の11	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第3条の12	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第15条第1項第17号	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第15条第2項第18号	定期検査	解釈の明確化
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第16条の13の2第3項	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第55条	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第56条	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第57条	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第57条の3	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第58条第2項	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第92条第1項第18号	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第92条第3項第18号	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第99条の3	定期検査	解釈の明確化
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第126条第3項	定期検査	解釈の明確化

則			
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 3 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 4 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 13 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条第 6 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 2 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 2 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 4 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 4 第 2 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 14 条の 4 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 29 条第 1 項第 17 号	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 29 条第 2 項第 18 号	定期検査	解釈の明確化
船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 34 条の 2 第 1 項第 3 号	定期検査	解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 12 条第 1 項第 8 号	定期検査	解釈の明確化
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 12 条第 1 項第 9 号	定期検査	解釈の明確化
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条第 5 項	定期検査	解釈の明確化

a-2. 実施主体が原子力規制委員会の規制について（原子炉等規制法関係）

<目視規制>

⑥ 指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関して行う実地調査

法令名	条項	規制等の類型	対応
-----	----	--------	----

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第 51 条の 33 第 1 項	目視規制	解釈の明確化
---------------------------	------------------	------	--------

<定期検査・点検規制>

⑦ 令 41 条非該当使用施設等における原子力規制検査

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力規制検査等に関する規則	第 3 条第 1 項	定期検査	解釈の明確化

b-1. 実施主体が事業者等の規制について（放射性同位元素等規制法関係）

<目視規制>

⑧ 工場又は事業所において行われる放射性同位元素等の運搬時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 18 条第 1 項第 6 号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化

⑨ 危険時の見張り

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 29 条第 1 項第 5 号	目視規制	規則の改正／ガイドの改正／解釈の明確化

<定期検査・点検規制>

⑩ 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 20 条第 1 項第 4 号イ	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 20 条第 1 項第 4 号ロ	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 20 条第 1 項第 4 号ハ	定期検査	解釈の明確化

⑪ 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号二	定期検査	解釈の明確化

⑫ 下限数量の千倍を超える放射性同位元素装備機器の点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 14 条の 3 第 3 項第 2 号	定期検査	解釈の明確化

⑬ PET 診断に用いる放射性同位元素を製造する装置の点検

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 15 条第 1 項 第 10 号の 2	定期検査	解釈の明確化

b-2. 実施主体が原子力規制委員会又は登録機関の規制について（放射性同位元素等規制法関係）

<目視規制>

⑭ 施設検査等の方法等

法令名	条項	規制等の類型	対応
登録認証機関等に関する規則	第 18 条第 1 項 第 1 号イ	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 18 条第 1 項 第 2 号イ	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 32 条第 1 項 第 2 号	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 46 条第 1 号 口	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 46 条第 2 号 口	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 60 条第 1 号	目視規制	解釈の明確化
登録認証機関等に関する規則	第 74 条第 1 号	目視規制	解釈の明確化

⑮ 設計認証又は特定認証機器のための審査にあたって実施する実地調査

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 3 第 2 項	目視規制	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第 14 条の 3 第 4 項	目視規制	解釈の明確化

<定期検査・点検規制>

⑯ RI 使用施設等における定期検査

法令名	条項	規制等の類型	対応
登録認証機関等に関する規則	第 18 条第 1 項 第 2 号口	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 9 第 3 項	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第 14 条第 1 項 第 1 号	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第 14 条第 1 項 第 2 号	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 9 第 1 項	定期検査	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第 12 条の 9 第 2 項	定期検査	解釈の明確化

	項		
--	---	--	--

2. 代表的な7項目のアナログ規制（対面講習、往訪閲覧・縦覧規制）について

<対面講習規制>

⑩ 放射線取扱主任者の資格講習、定期講習、特定放射性同位元素防護管理者定期講習

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律	第35条第2項、第3項、第4項	対面講習	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第36条の2第1項	対面講習	解釈の明確化
放射性同位元素等の規制に関する法律	第38条の3	対面講習	解釈の明確化

<往訪閲覧・縦覧規制>

⑪ 登録認証機関等の財務諸表等の閲覧

法令名	条項	規制等の類型	対応
放射性同位元素等の規制に関する法律	第41条の7第2項	往訪閲覧	解釈の明確化

3. 記録媒体を指定する規定について

<申請・交付等の方法に関する規定（行政手続）>

⑫ 国際規制物資の使用等に関する規則第7条に基づく報告書の提出方法（光ディスクによる手続）

法令名	条項	規制等の類型	対応
国際規制物資の使用等に関する規則	第10条第1項	記録媒体	規則の改正

<作成・保存の方法に関する規定（民間事業者等が主体）>

⑬ 原災法第11条第7項の規定による記録媒体への記録方法

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則	第10条第1項	記録媒体	規則の改正

<特定の記録媒体の名称（FD、CD-ROM等）を指定する規定について>

⑭ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定に基づく記録方法について

法令名	条項	規制等の類型	対応
原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	第4条第1項第1号	記録媒体	規則の改正

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（7項目のアナログ規制）のうち原子力規制委員会が所管する法令

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（別紙）より引用

a-1. 実施主体が事業者の規制について（原子炉等規制法）

<目視規制>

① 工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬時の見張り

（例）実用炉規則第88条第1項第7号（改正前条文）

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一～六 （略）

七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。

八～十 （略）

2～4 （略）

No. ¹	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要 ¹
1370	核燃料物質の加工の事業	第7条の6第	工場又は事業所におい	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達

¹ デジタル庁のホームページに掲載されている見直し工程表より引用。以下表でも同じ。

	に関する規則	1 項第 7 号	て行われる運搬					等の発出又は改正
1387	核燃料物質の使用等に関する規則	第 2 条の 11 の 10 第 1 項第 7 号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1421	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 60 条第 1 項第 6 号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1438	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 18 条第 1 項第 6 号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1455	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 32 条第 1 項第 6 号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1474	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 83 条第 1 項第 7 号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1492	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 14 条第 1 項第 7 号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1512	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第 34 条第 1 項第 7 号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1528	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 12 条第 1 項第 7 号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1550	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 88 条第 1 項第 7 号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1566	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第 25 条第 1 項第 7 号	原子力船等において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1581	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第 14 条の 2 第 1 項第 7 号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

② 危険時の見張り

(例) 実用炉規則第 135 条第 1 項第 2 号 (改正前条文)

(危険時の措置)

第三百三十五条 法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、又は標識等を設け、及び見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三～六 (略)

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が 2 又は 3 の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
1369	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第 8 条第 2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1386	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 9 条の 17 第 2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1404	核燃料物質の使用等に関する規則	第 8 条第 2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1405	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	第 4 条第 1 項第 2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1417	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	第 26 条第 1 項第 2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1418	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	第 6 条第 1 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1435	核燃料物質又は核燃料物	第 90 条第 2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達

	質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則							等の発出又は改正
1452	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第23条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1469	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1470	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第130条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1509	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第20条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1526	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第44条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1527	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第17条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1547	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第135条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1577	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

③ 施設の保全のために行う巡視、点検

(例) 実用炉規則第81条

(発電用原子炉施設の施設管理)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ・ロ (略)

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ～ホ (略)

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト・チ (略)

五～七 (略)

2 (略)

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
1371	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第7条の4第1項第4号ハ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1372	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第7条の4第1項第4号ヘ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1402	核燃料物質の使用等に関する規則	第2条の11の7第4号ハ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1403	核燃料物質の使用等に関する規則	第2条の11の7第4号ヘ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1419	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第55条第4号ハ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1420	核燃料物質又は核燃料物	第55条第4号	第一種廃棄物埋設施設	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達

	質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	へ	の施設管理					等の発出又は改正
1436	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第16条第3号ハ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1437	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第16条第3号へ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1453	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第29条第1項第4号ハ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1454	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第29条第1項第4号へ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1472	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第76条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1473	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第76条第1項第4号へ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1490	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第11条第1項第4号ハ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1491	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第11条第1項第4号へ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1510	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第31条第1項第4号ハ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1511	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第31条第1項第4号へ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1542	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第9条第1項第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1543	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第9条第1項第4号へ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1548	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第81条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1549	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第81条第1項第4号へ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1564	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第22条第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1565	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第22条第4号へ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1580	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第12条第3号ハ及びへ ²	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

<実地監査規制>

④ 品質マネジメントの内部監査

品質管理基準規則第46条第1項

(内部監査)

第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。

- 一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
- 二 実効性のある実施及び実効性の維持

² デジタル庁のホームページに掲載されている見直し工程表では、「第12条第3号」と記載されているが、本資料では誤記を修正している。なお、見直し完了時期ごとに実施するフォローアップ結果が、デジタル庁のホームページに公表される際は、正しい条文が記載される予定となっている。

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直 後 Phase	見直し要否 見直し「否」か つ、現在 Phase が2又は3の条 項は、見直しを 要さずともデジ タル原則適合性 が確保できている ことを確認済	見直しの概要
56	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則	第46条第1項	原子力事業者等における内部監査	実地監査	1-②	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

<定期検査・点検規制>

⑤ 定期事業者検査

(例) 原子炉等規制法第43条の3の16

(定期事業者検査)

第四十三条の三の十六 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 定期事業者検査を行う発電用原子炉設置者は、当該定期事業者検査の際、発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものに関し、一定の期間が経過した後、第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が同条の技術上の基準に適合しなくなると見込まれる時期その他の原子力規制委員会規則で定める事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、評価を行い、その結果を記録し、これを保存するとともに、原子力規制委員会規則で定める事項については、これを原子力規制委員会に報告しなければならない。

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直 後 Phase	見直し要否 見直し「否」か つ、現在 Phase が2又は3の条 項は、見直しを 要さずともデジ タル原則適合性 が確保できている ことを確認済	見直しの概要
724	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
725	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
726	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第16条の5第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
727	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第22条第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
728	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
729	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
730	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第29条第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
731	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第37条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

	転等に関する規則							
836	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第13条第5項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
837	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
838	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
839	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条第5項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
840	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条第6項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
841	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条の2第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
842	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条の2第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
843	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条の4第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
844	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条の4第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
845	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第14条の4第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
846	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第29条第1項第17号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
847	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第29条第2項第18号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
848	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	第34条の2第1項第3号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
850	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第12条第1項第8号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
851	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	第12条第1項第9号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
82	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第26条第5項	特定第一種廃棄物埋設施設の定期事業者検査	定期検査	1-②	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

a-2. 実施主体が原子力規制委員会の規制について（原子炉等規制法関係）

<目視規制>

⑥ 指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関して行う実地調査

原子炉等規制法第51条の33第1項

(実地調査)

第五十一条の三十三 原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2～5 (略)

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
1356	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第51条の33第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

<定期検査・点検規制>

⑦ 令41条非該当使用施設等における原子力規制検査

原子力規制検査規則第3条第1項

(法第六十一条の二の二第二項の規定による検査)

第三条 原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における検査（法第六十一条の二の二第一項第三号ロのうち法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置の実施状況並びに法第六十一条の二の二第一項第四号イのうち法第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号ハのうち特定核燃料物質の防護のために必要な措置の実施状況に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2～4 (略)

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
799	原子力規制検査等に関する規則	第3条第1項	原子力規制検査	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

b-1. 実施主体が事業者等の規制について（放射性同位元素等規制法関係）

<目視規制>

⑧ 工場又は事業所において行われる放射性同位元素等の運搬時の見張り

放射性同位元素等規制法施行規則第18条第1項第6号（改正前条文）

(事業所等における運搬の基準)

第十八条 法第十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
一～五 (略)

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。

七～九 (略)

2～5 (略)

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを	見直しの概要
-----	-----	----	----------	--------	----------	-----------	---	--------

							要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	
1600	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第18条第1項第6号	事業所等における運搬の基準	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

⑨ 危険時の見張り

放射性同位元素等規制法施行規則第29条第1項第5号（改正前条文）

（危険時の措置）

第二十九条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 （略）

2 （略）

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
1601	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第29条第1項第5号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

<定期検査・点検規制>

⑩ 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定

放射性同位元素等規制法施行規則第20条第1項第4号

（測定）

第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一～三 （略）

四 第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ 放射線の量の測定（ロ及びハの測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定は、一月を超えない期間ごとに一回行うこと。ただし、廃棄物埋設地を設けた廃棄事業所の境界における放射線の量の測定にあつては、全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては一週間を超えない期間ごとに一回行うこと。

ロ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であつて、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定（ハの測定を除く。）は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ハ 下限数量に千を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ニ （略）

五 （略）

2～4 （略）

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要

856	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第20条第1項第4号イ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
857	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第20条第1項第4号ロ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
858	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第20条第1項第4号ハ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

⑪ 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検

放射性同位元素等規制法施行規則第24条の2の2第2項第7号ニ

（事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置）

第二十四条の二の二（略）

2 前項の表第一号の特定放射性同位元素（次項に規定する一時的な使用に係る特定放射性同位元素を除く。）の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、緊急の診療を行う場合その他の緊急の必要がある場合には、第二号、第三号又は第四号の措置は、法第二十五条の四第一項の規定による特定放射性同位元素防護規程（以下「防護規程」という。）に定めるところによることができる。

一～六（略）

七 特定放射性同位元素の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ（略）

ニ 防護従事者に、毎週一回以上、特定放射性同位元素並びに当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において異常が認められた場合には直ちに組織的な対応をとらせ、異常が認められない場合にはその旨を防護規程に定めるところにより報告させること。

八～十四（略）

3～7（略）

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
859	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第24条の2の2第2項第7号ニ	事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

⑫ 下限数量の千倍を超える放射性同位元素装備機器の点検

放射性同位元素等規制法施行規則第14条の3第3項第2号

（認証の基準）

第十四条の三（略）

2（略）

3 装備される放射性同位元素の数量が令第一条の下限数量（以下単に「下限数量」という。）に千を乗じて得た数量を超える放射性同位元素装備機器にあつては、前二項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一（略）

二 当該放射性同位元素装備機器を製造した者又はこの者から委託を受けた者により、一年を超えない期間ごとに放射線障害防止のための機能が保持されていることについて点検を受けること。

三（略）

4（略）

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性	見直しの概要

							が確保できていることを確認済	
853	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第14条の3第3項第2号	設計認証等の基準	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

⑬ PET 診断に用いる放射性同位元素を製造する装置の点検

放射性同位元素等規制法施行規則第15条第1項第10号の2

（使用の基準）

第十五条 法第十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～十 （略）

十の二 陽電子断層撮影用放射性同位元素（放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるため、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備えた装置（更新、改造又は不純物を除去する方法の変更をした都度及び一年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が保持されていることを点検しているものに限る。）により製造される放射性同位元素であつて原子力規制委員会の定める種類ごとにその一日最大使用数量が原子力規制委員会の定める数量以下であるものをいう。以下同じ。）を人以外の生物に投与した場合には、当該生物及びその排出物については、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が一を下回ることを確実に期間を超えて管理区域内において保管した後でなければ、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十の三～十四 （略）

2・3 （略）

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase が2又は3の条項は、見直しを要せずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
854	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第15条第1項第10号の2	陽電子断層撮影用放射性同位元素を製造する機器の使用の基準	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

b-2. 実施主体が原子力規制委員会又は登録機関の規制について（放射性同位元素等規制法関係）

<目視規制>

⑭ 施設検査等の方法等

（例）登録認証機関等に関する規則第18条第1項

（施設検査等の方法等）

第十八条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 施設検査は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 施行規則第十四条の十四第二項（施行規則第十四条の十五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の申請書及び同項の書類（以下この号において「施設検査添付書類」という。）をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。

ロ （略）

二 定期検査は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 施行規則第十四条の十七第二項（施行規則第十四条の十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の申請書及び同項の書類（同項ただし書に該当する者が受ける定期検査にあつては同項第二号の書類。以下この号において「定期検査添付書類」という。）をもって申請に係る事業所等において実地に行うこと。

ロ （略）

2 （略）

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phase	見直しの概要
-----	-----	----	----------	--------	----------	------------	----------------------------	--------

							が2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	
1578	登録認証機関等に関する規則	第18条第1項第1号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1579	登録認証機関等に関する規則	第18条第1項第2号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1002	登録認証機関等に関する規則	第32条第1項第2号	定期確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1003	登録認証機関等に関する規則	第46条第1号ロ	運搬物確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1004	登録認証機関等に関する規則	第46条第2号ロ	運搬物確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1005	登録認証機関等に関する規則	第60条第1号	埋設確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1006	登録認証機関等に関する規則	第74条第1号	濃度確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

⑮ 設計認証又は特定認証機器のための審査にあたって実施する実地調査

(例) 放射性同位元素等規制法第12条の3第2項

(認証の基準)

第十二条の三 (略)

2 原子力規制委員会又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証のための審査に当たり、必要があると認めるときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第二項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
1598	放射性同位元素等の規制に関する法律	第12条の3第2項	認証の基準	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
1599	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	第14条の3第4項	認証の基準	目視規制	1-①	2	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

<定期検査・点検規制>

⑯ RI 使用施設等における定期検査

(例) 放射性同位元素等規制法第12条の9

(定期検査)

第十二条の九 特定許可使用者は、使用施設等について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

2 許可廃棄業者は、廃棄物詰替施設等（廃棄物埋設地（その附属設備を含む。以下同じ。）である廃棄施設を除く。）について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、原子力規制委員会又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

3 前二項の規定による検査（以下「定期検査」という。）は、当該使用施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号まで又は第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
849	登録認証機関等に関する規則	第18条第1項第2号ロ	施設検査等の方法等	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）
852	放射性同位元素等の規制に関する法律	第12条の9第3項	定期検査の方法	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化（技術中立化）

860	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第14条第1項第1号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化(技術中立化)
861	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	第14条第1項第2号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化(技術中立化)
83	放射性同位元素等の規制に関する法律	第12条の9第1項	特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化(技術中立化)
84	放射性同位元素等の規制に関する法律	第12条の9第2項	特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査	定期検査	1-①	2	要	現行の規制の合理化(技術中立化)

<対面講習規制>

⑱ 放射線取扱主任者の資格講習、定期講習、特定放射性同位元素防護管理者定期講習

(例) 放射性同位元素等規制法第35条第2項第3項第4項

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 (略)

- 2 第一種放射線取扱主任者免状は、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録試験機関」という。)の行う第一種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた者(以下「登録資格講習機関」という。)の行う第一種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、原子力規制委員会が交付する。
- 3 第二種放射線取扱主任者免状は、原子力規制委員会又は登録試験機関の行う第二種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、原子力規制委員会又は登録資格講習機関の行う第二種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、原子力規制委員会が交付する。
- 4 第三種放射線取扱主任者免状は、原子力規制委員会又は登録資格講習機関の行う第三種放射線取扱主任者講習を修了した者に対し、原子力規制委員会が交付する。
- 5～9 (略)

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直し後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直しの概要
87	放射性同位元素等の規制に関する法律	第35条第2項、第3項、第4項	第一種放射線取扱主任者講習・第二種放射線取扱主任者講習・第三種放射線取扱主任者講習	対面講習	1-②	3-1	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
88	放射性同位元素等の規制に関する法律	第36条の2第1項	放射線取扱主任者定期講習	対面講習	2-1①	3-1	要	告示、通知・通達等の発出又は改正
73	放射性同位元素等の規制に関する法律	第38条の3	特定放射性同位元素防護管理者定期講習	対面講習	2-1①	3-1	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

<往訪閲覧・縦覧規制>

⑲ 登録認証機関等の財務諸表等の閲覧

放射性同位元素等規制法第41条の7第2項

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十一条の七 (略)

- 2 利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を原子力規制委員会規則で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて原子力規制委員会規則で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

No.	法令名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直し後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の条	見直しの概要
-----	-----	----	----------	--------	---------	-----------	----------------------------------	--------

							項は、見直しを要さずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	
584	放射性同位元素等の規制に関する法律	第41条の7第2項	登録認証機関等の財務諸表等の閲覧又は謄写の請求	往訪問覧	2-3① 2-3③	3-3	要	告示、通知・通達等の発出又は改正

(別紙) デジタル原則に照らした規制の 一括見直しプラン

デジタル臨時行政調査会

2022/6/3

1. デジタル原則

構造改革のためのデジタル原則

第7層 新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ	構造改革のためのデジタル原則	
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

デジタル原則の点検の方向性

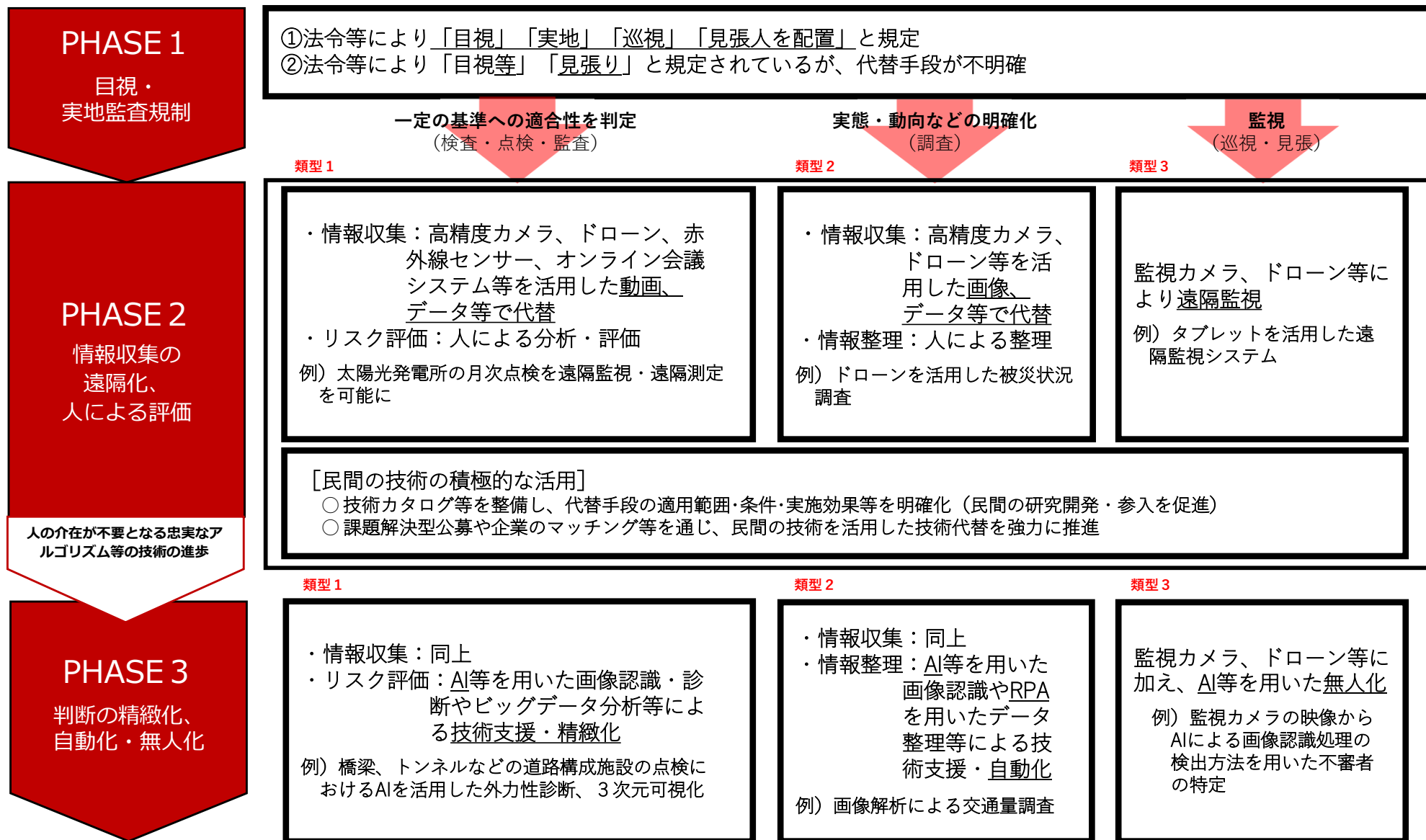
<p>①デジタル完結・自動化原則</p>	<p>①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること</p> <p>①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること</p> <p>①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること</p>
<p>②アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）</p>	<p>②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること</p> <p>②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること</p> <p>②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること</p> <p>②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること</p>
<p>③官民連携原則 （GtoBtoCモデル）</p>	<p>③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること（GtoBtoC）</p> <p>③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること</p> <p>③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること</p>
<p>④相互運用性確保原則</p>	<p>④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること</p> <p>④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること</p> <p>④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコルフットィングを確保すること</p> <p>④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること</p>
<p>⑤共通基盤利用原則</p>	<p>⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること</p> <p>⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること</p> <p>⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること</p> <p>⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること</p>

2. 7項目の類型とフェーズ

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）



※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
(第三者検査)

自らによる一定の基準への適合性の判定
(自主検査)

実態・動向・量などの明確化
(調査・測定)

類型 1

類型 2

類型 3

PHASE 2

デジタル技術の活
用による
規制目的の達成

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の
進歩

類型 1

類型 2

類型 3

PHASE 3

定期の検査・調査・
測定の撤廃

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）
例）高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）
例）遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
例）高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定
規制の撤廃
常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1 紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「掲示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「掲示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

講習

公的証明書等の掲示

申請等による公的情報の 閲覧・縦覧

公的証明書等以外の情報の掲示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

類型 1 ①

オンラインによる講習受講を可とする
例)
・介護支援専門員更新研修
・一級建築士等定期講習
・危険物取扱者保安講習

類型 2 ①

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする
例)
・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 3 ①

閲覧等情報のデジタル化を可とする
例)
・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 4 ①

掲示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 1 ②

受講申込のオンライン手続※を可とする
例)
・一級建築士等定期講習

類型 2 ②

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 3 ②

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

類型 1 ③

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型 2 ③

証明書等のデジタル発行を可とする

類型 3 ③

インターネットの利用による閲覧等を可とする

①+②の例)
・住宅宿泊仲介業約款の公開
・都市計画案の縦覧
・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

類型 1

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

類型 2

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

類型 3

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

類型 4

掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする

常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）

<p>①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等） 例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任等</p>	<p>②利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応） 例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属等</p>
--	---

PHASE 1
常駐・専任規制を課している

<p>類型1</p> <p>常駐</p> <p>✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること ※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの</p>	<p>類型2</p> <p>専任</p> <p>✓職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること</p>	<p>類型3</p> <p>常駐</p> <p>✓（物理的に）常に事業所や現場に留まること ※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの</p>	<p>類型4</p> <p>専任</p> <p>✓職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること</p>
---	--	---	--

PHASE 2
デジタル技術等による見直し

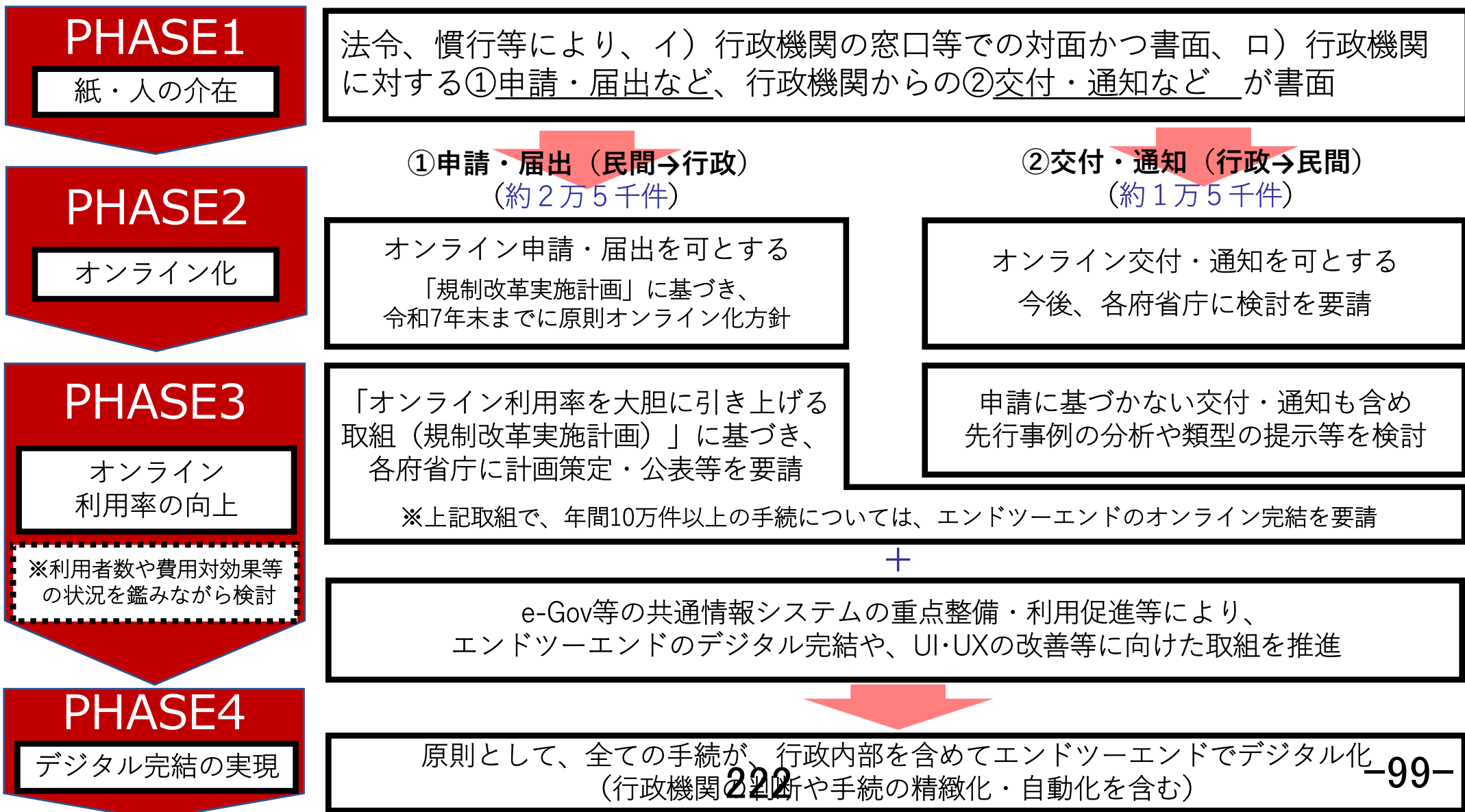
<p>類型1</p> <p>常駐義務の見直し 遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和 【先行事例】 ・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐</p>	<p>類型2</p> <p>専任義務の見直し 左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等 【先行事例】 ・工事現場における監理技術者の専任</p>	<p>類型3</p> <p>常駐義務の見直し オンライン会議システムの活用等による規制緩和 【先行事例】 ・宅地建物取引業を営む事業所における宅地建物取引士の常駐 ・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐</p>	<p>類型4</p> <p>専任義務の見直し 左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等 【先行事例】 ・事業場における産業医の専任</p>
---	--	---	---

PHASE 3
常駐・専任規制を課していない

<p>類型1</p> <p>デジタル技術の進歩等</p> <p>上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 【先行事例】 ・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐 ・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任</p>	<p>類型2</p> <p>デジタル技術の進歩等</p> <p>上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃</p>
--	--

申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制に関する方針

- 経済界要望において、行政手続の書面・対面規制の見直しを求める内容が数多く存在すること等を踏まえ、ルール・慣行の見直し、業務のDX、システム整備の一体的な取組を推進する。



3. 基本的な見直しの考え方

「目視」・「実地監査」規制の見直しの基本的な考え方

○目視・実地監査規制

	類型 1 (検査・点検・監査)	類型 2 (調査)	類型 3 (巡視・見張)
PHASE1 (目視・実地監査規制)	<p>○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること^(注)ができないもの</p> <p>【例】 ・触診など、現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制</p>	<p>○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること^(注)ができないもの</p> <p>【例】 ・現在の技術で収集することができない情報の確認を求めている規制</p>	<p>○人が目視や実地により確認することが求められている情報を、技術を用いて収集すること^(注)ができないもの</p> <p>【例】 ・現在の技術では異常を察知するために必要十分な情報を収集することができない規制</p>
PHASE2 (情報収集の遠隔化、人による評価)	<p>○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「リスク評価」までをAI等で代替することができないもの</p> <p>【例】 ・業務、会計等の状況の検査など、運営基準・品質管理基準等の定性的な基準への適合性を判定する規制</p>	<p>○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「情報の整理」までをAI等で代替することができないもの</p> <p>【例】 ・業務、会計等の状況の調査など、抽象的な調査権限を課しており、定量的な整理ができない規制</p>	<p>○技術を用いて情報を収集することが可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「異常の察知」や「対処」までをAI等で代替することができないもの</p> <p>【例】 ・抽象的な確認権限を課しており、画像認識処理技術の適用が難しい規制 ・一律の対処が困難な見張人の配置を求める規制</p>
PHASE3 (判断の精緻化、自動化・無人化)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) 高精度カメラ、ドローン、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

「定期検査・点検」規制の見直しの基本的な考え方

○定期検査・点検規制

	類型 1 (第三者検査)	類型 2 (自主検査)	類型 3 (調査・測定)
PHASE1 (定期検査・点検規制)	<p>○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際条約等に基づく国際機関の査察に伴う検査など、日本国政府のみの方針で見直しができない規制 ・行政による特定個人情報の取り扱いの監視を目的とした規制（特定個人情報の取扱いの状況等の検査） 	<p>○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な検査を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定秘密の適切な取扱いの確保を目的とした規制（特定秘密の指定理由、保護の状況等の点検） 	<p>○規制の目的又は国際条約に鑑みて、定期的な調査・測定を求めている現行制度の変更が現状において困難と判断されるもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部・外部被ばくによる線量の測定など、人の放射線障害の防止を目的とした規制
PHASE2 (デジタル技術の活用による規制目的の達成)	<p>○リスクベースによる見直し^(注)に一定の期間を要するもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制 	<p>○リスクベースによる見直し^(注)に一定の期間を要するもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制 	<p>○常時測定やシステムなどによるデータ取得が難しい事項が含まれるもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務、会計等の状況の調査
PHASE3 (定期の検査・調査・測定の撤廃)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) デジタル技術を活用したリスク管理手法を用いて適切に保守管理を実施している場合に定期検査を簡素化・不要とするなど、「全ての対象に一律の点検を課す規制」から、「リスクに応じた合理的な規制」への見直しを図っていくこと

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

※目指すPHASEに進むために技術検証等を要する規制については、**225** 検証等の結果、適用可能な技術が存在し、実装できることが確認されることを前提とする。

「対面講習」規制の見直しの基本的な考え方

類型 1（講習）		
	講習実施主体が 国の場合	講習実施主体が 国以外の場合
PHASE1 (対面規制あり又は解釈不明確)	○国際約束に基づく対面による実技講習など、オンラインによる講習の実施等が不相当であるもの	
PHASE2 (デジタル技術の活用による一部オンライン化等)	○対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの	○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの
PHASE3 (デジタル完結)	○上記以外 ^(注)	

(注) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む

- ・ 情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること
- ・ 法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※ 講習内容に実技による講習や試験が含まれているものについては、オンラインによる代替などデジタル化が技術的に困難な場合は、当該デジタル化が困難な部分のみ点検の対象外とする。

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

「書面掲示」規制の見直しの基本的な考え方

		類型 2 (公的証明書等の掲示)	類型 4 (公的証明書等以外の情報の掲示)
PHASE1 (デジタル化を一切許容していない)	①	○該当なし(注1)	○極めて限定された空間における特定の者への周知を目的とする掲示規制等、デジタルによる掲示を基本とすることが不適当なもの
	②		
PHASE2 (一部許容している)	①	○該当なし(注1)	
	① + ②	○該当なし(注1)	
	① + ② + ③	○証明書等のデジタル発行が困難であるなど、現時点でデジタルによる掲示を基本とすることが困難なもの	
PHASE3 (デジタルによる掲示を基本とする)		○上記以外(注2)	

(注1) 例えば、国際約束に基づく公的証明書等の掲示等、例外を否定するものではない。

(注2) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む。

- ・ 情報システムの整備の在り方（本人確認、キャッシュレス納付等を含む。）、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること
- ・ 法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体（地方公共団体、民間企業等）の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

「往訪閲覧・縦覧」規制の見直しの基本的な考え方

	類型 3 (申請等による公的情報の閲覧・縦覧)	類型 4 (申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧)
PHASE1 (紙・人の介在)	○閲覧・縦覧に係る情報の機密性が高く、対面による厳格な本人確認を行う必要があるなど、オンラインによる閲覧・縦覧が不適當であるもの(注1) ・申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があるもの等	○該当なし
PHASE2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの(注2)	○他の機関から紙媒体で提出されることが想定される書類を閲覧・縦覧に供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデジタル完結が困難であるもの(注2)
PHASE3 (デジタル完結を基本とする)	○上記以外(注3)	○上記以外(注3)

(注1) デジタル手続法の適用が除外されるものを想定しているためPHASE1としているが、本欄に該当するもののうち同法、e-文書法の規定の適用があるもの等については、PHASE2に整理されることもあり得る。

(注2) デジタル手続法、e-文書法の規定が適用されることを前提としたものであり、適用されない場合はPHASE1に整理されることもあり得る。

(注3) 以下を前提に、集中改革期間に法令等を見直す場合を含む。

- ・ 情報システムの整備の在り方(本人確認、キャッシュレス納付等を含む。)、誰一人取り残されないデジタル化を実現する観点からの配慮の在り方等について検討し、整理すること
- ・ 法令所管省庁がデジタル化を推進することにより、国民の利便性向上を確保しつつ、可能な限り実施主体(地方公共団体、民間企業等)の負担にならない仕組みとなるよう、実施主体の意見を聞きながら工夫すること

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

「常駐・専任」規制の見直しの基本的な考え方

	① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等） （危機対処、製造物等の衛生管理等を目的とした規制）	② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応） （介護・保育等、人材管理、消費者保護等を目的とした規制）
<p>PHASE1 （常駐・専任規制あり）</p>	<p>○国民の生命、身体又は財産を保護するために必要な常駐・専任規制*であって、当該規制のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的の代替が不適当なもの</p> <p>【*常駐・専任規制の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等が発生した場合に広範囲に被害が生じ得る施設において、救助活動等を含む業務に従事する者の常駐・専任規制 	<p>○国民の生命、身体又は財産を保護するために必要な常駐・専任規制*であって、当該規制のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的の代替が不適当なもの</p> <p>【*常駐・専任規制の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉分野において、利用者への直接的な対応に従事する者の常駐・専任規制
<p>PHASE2 （デジタル技術等の活用による規制緩和）</p>	<p>○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適当なもの</p> <p>【*常駐・専任規制の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造物等の衛生管理、事故・公害防止等に従事する者の常駐・専任規制 	<p>○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適当なもの</p> <p>【*常駐・専任規制の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の健康管理、福祉に従事する者の常駐・専任規制
<p>PHASE3 （常駐・専任規制なし）</p>	<p>○上記以外</p>	

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっているか、点検が必要

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を受けた 原子力規制委員会の対応

令和 4 年 1 2 月 2 8 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、デジタル臨時行政調査会が取りまとめた「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（以下「見直し工程表」という。）を受けた、原子力規制委員会が所管する規制についての対応方針について報告するものである。

2. 経緯

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、目視規制や定期検査・点検規制等の代表的な 7 項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められている。

- 6 月 3 日 第 4 回デジタル臨時行政調査会「規制の一括見直しプラン」とりまとめ
 - ・ 7 項目のアナログ規制に該当するとされた約 5,000 条項の見直し方針を示す
- 6 月 22 日 第 18 回原子力規制委員会
 - ・ 上記約 5,000 条項のうち、原子力規制委員会所管の 392 件の条項に関する対応方針を報告
- 12 月 21 日 第 6 回デジタル臨時行政調査会「見直し工程表」とりまとめ
 - ・ 見直し対象として、7 項目のアナログ規制約 2,000 条項、記録媒体を指定する規定約 2,000 条項を追加（計約 10,000 条項）
 - ・ 規定ごとの見直しの概要、見直し完了時期等が記載

3. 見直し工程表の概要等

(1) 7 項目のアナログ規制について

目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の 7 項目。6 月の一括見直しプランにおいて、デジタル技術の適用段階（フェーズ¹）を 3 段階に整理され、各条項について現行規制のフェーズと、どのフェーズまで見直すかが示された。

今回の見直し工程表では新たに、見直しの概要（何の改正を行うか等）、見直し完了時期等が示されている。原子力規制委員会所管の 424 件の条項は参考資料のとおり。

¹ デジタル技術の適用段階を 3 段階で表したものであり、それぞれ、フェーズ 1：デジタル技術を活用していない段階、フェーズ 2：デジタル技術の活用が可能な段階、フェーズ 3：デジタル完結した段階と整理されている。

(2) 記録媒体を指定する規定について

記録媒体を指定する規定は、オンライン手続の推進の妨げとなっており、また、最新の記録媒体やクラウドサービス等の利用可否が不明瞭となっている。

これらの規定について、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定の整備を行うとともに、フロッピーディスクやシー・ディー・ロムといった特定の媒体名を指定する規制については、媒体名を削除又は抽象的規定へと見直すとの方針が定められている。

4. 原子力規制委員会が所管する規制についての対応

(1) デジタル原則適合性確認を行った現行法令

政府全体で洗い出された約 10,000 件の条項のうち、424 件が原子力規制委員会の所管法令であり、見直しを要する条項は 213 件である。

目視規制	: 260 件	(見直しを要する条項は 65 件)
実地監査規制	: 1 件	(" は 1 件)
定期検査・点検規制	: 142 件	(" は 140 件)
対面講習規制	: 3 件	(" は 3 件)
往訪閲覧・縦覧規制	: 1 件	(" は 1 件)
記録媒体を指定する規定	: 17 件	(" は 3 件)

(2) 現行法令についての対応の方針

①基本的な対応方針

- 目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制については、実施主体の違い（事業者か原子力規制委員会か）に応じ、次のように対応する。
 - 実施主体が事業者：活用可能なデジタル技術を例示した上で、必要な要求が満たされていればデジタル技術が活用できる旨を、何らかの規定類（ガイド、解釈等）で確認的に明示する。
 - 実施主体が原子力規制委員会：費用対効果等の観点も含めてデジタル技術が活用可能な検査項目等を特定し、必要に応じてデジタル技術を活用する旨を何らかの資料（規定類又は原子力規制委員会への報告）で明示する。
- 対面講習規制については、受講申請、講習の受講（実技除く）、修了証発行、手数料納入等の全手続がデジタル完結できるように、費用対効果や講習実施機関の対応能力も踏まえつつ、具体的にどのようなデジタル技術を活用するかを整理する。その上で、必要な規定類の整備、実施に向けた講習実施機関との調整を行う。
- 記録媒体を指定する規定については、次のように必要な規定の改正を行う。
 - 記録媒体への保存を義務付ける規定について、クラウド利用を可能とする旨の明確化や、特定の記録媒体名（シー・ディー・ロム）を削除する等の改正を行う。
 - なお、記録媒体の提出等を定める行政手続の規定については、デジタル庁が法改正を行うことで、一括してオンライン手続が可能なものと整理される。

②条項ごとの具体的な対応

①の基本的な対応方針に沿った具体的な見直し方針について、22の規定の類型に分けて整理したものは、「別紙 原子力規制委員会所管法令のうち見直しを要する規制の見直し方針」のとおり。

③進め方

- ・ 原子炉等規制法と放射性同位元素等規制法に分割して具体的な対応を検討し、原子力規制委員会への検討結果の報告、規定類改正の提案等を行う。
- ・ それらの対応は、原子炉等規制法は検査グループを中心に関係課室と連携して担当し、放射性同位元素等規制法は放射線規制部門が担当する。

(3) 新規法令のデジタル原則適合性への確認プロセスの構築

6月の一括見直しプランでは、新規法令等のデジタル原則適合性の確認のための立案過程での手続も設けることとされ、「新規法令等のうち、法律案・政令についてはデジタル庁が内閣法制局予備審査前までに主体的に確認するとともに、省令以下については各府省庁が決定前（パブリックコメント前）までに確認する」こととされた。

原子力規制委員会においては、法令審査室が規定類の立法技術的な観点からの審査を行う過程で、デジタル原則適合性についても併せて確認することとする。

5. 原子力規制委員会が所管する規制についての対応

令和5年中	原子力規制委員会への検討結果の報告、規定類の改正の提案
令和5年度中	全ての見直しの完了

(別紙) 原子力規制委員会所管法令のうち見直しを要する規制の見直し方針

(参考) デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表中の原子力規制委員会所管部分の抜粋 ※

※全体版は下記デジタル庁HP に掲載

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>

原子力規制委員会所管法令のうち見直しを要する規制の見直し方針

1. 代表的な7項目のアナログ規制(目視、実地監査、定期検査・点検規制)について

a-1. 実施主体が事業者の規制について

(原子炉等規制法関係)

<目視規制>	
① 工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬時の見張り	(例) 実用炉規則第 88 条第 1 項第 7 号 等
【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2> 現場でトラブルがあった際の即応等の役割を含む見張りであるが、見張人の配置のみならず、異常の有無を監視する一部代替手法としてデジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。	
② 危険時の見張り	(例) 実用炉規則第 135 条第 1 項第 2 号 等
【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2> 現場でトラブルがあった際の即応等の役割を含む見張りであるが、見張人の配置のみならず、異常の有無を監視する一部代替手法としてデジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。	
③ 施設の保全のために行う巡視、点検	(例) 実用炉規則第 81 条 等
【見直し方針】: <見直し後の Phase: 3> 施設の保全のための巡視、点検等の施設管理に関して、その判断の自動化まで含め、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。	
<実地監査規制>	
④ 品質マネジメントの内部監査	(例) 品質管理基準規則第 46 条
【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2> 内部監査の一部代替手法として、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。	
<定期検査・点検規制>	
⑤ 定期事業者検査	(例) 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 16 等
【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2> 技術基準への適合の維持を確認できるものであれば、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。	

a-2. 実施主体が原子力規制委員会の規制について
(原子炉等規制法関係)

<目視規制>
<p>⑥ 指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関して行う実地調査 (例)原子炉等規制法第 51 条の 33</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:2> 実地調査の一部代替手法として、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>
<定期検査・点検規制>
<p>⑦ 令 41 条非該当使用施設等における原子力規制検査 (例)原子力規制検査規則第3条第1項</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:2> 原子力規制検査における検査手法について、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>

b-1. 実施主体が事業者等の規制について
(放射性同位元素等規制法関係)

<目視規制>
<p>⑧ 工場又は事業所において行われる放射性同位元素等の運搬時の見張り (例)放射性同位元素等規制法施行規則第 18 条第1項第6号</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:2> 現場でトラブルがあった際の即応等の役割を含む見張りであるが、見張人の配置のみならず、異常の有無を監視する一部代替手法としてデジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>
<p>⑨ 危険時の見張り (例)放射性同位元素等規制法施行規則第 29 条第1項第5号</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:2> 現場でトラブルがあった際の即応等の役割を含む見張りであるが、見張人の配置のみならず、異常の有無を監視する一部代替手法としてデジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>
<定期検査・点検規制>
<p>⑩ 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定 (例)放射性同位元素等規制法施行規則第 20 条</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:2> 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定手法として、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>

<p>⑪ 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検 (例)放射性同位元素等規制法施行規則第 24 条の2の2第2項第7号ニ</p> <p>【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2></p> <p>特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検手法として、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>
<p>⑫ 下限数量の千倍を超える放射性同位元素装備機器の点検 (例)放射性同位元素等規制法施行規則第 14 条の3第3項第2号</p> <p>【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2></p> <p>下限数量の千倍を超える放射性同位元素装備機器に対して、放射線障害防止のための機能が保持されているかどうかを点検する手法として、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>
<p>⑬ PET 診断に用いる放射性同位元素を製造する装置の点検 (例)放射性同位元素等規制法施行規則第 15 条第1項第 10 号の2</p> <p>【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2></p> <p>PET 診断に用いる放射性同位元素を製造する装置の不純物を除去する機能が保持されているかどうかを点検する手法として、デジタル技術を活用することが可能である旨を、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>

b-2. 実施主体が原子力規制委員会又は登録機関の規制について
(放射性同位元素等規制法関係)

<p><目視規制></p>
<p>⑭ 施設検査等の方法等 (例)登録認証機関等に関する規則第 18 条 等</p> <p>【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2></p> <p>施設検査、定期検査(⑯とも関連)、定期確認、運搬物確認、埋設確認及び濃度確認については、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>
<p>⑮ 設計認証又は特定認証機器のための審査にあたって実施する実地調査 (例)放射性同位元素等規制法第 12 条の3第2項 等</p> <p>【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2></p> <p>認証機器製造者等が行う表示付認証機器等の検査体制を登録機関等が実地調査する場合の調査手法について、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>
<p><定期検査・点検規制></p>
<p>⑯ RI 使用施設等における定期検査 (例)放射性同位元素等規制法第 12 条の9 等</p> <p>【見直し方針】: <見直し後の Phase: 2></p> <p>RI 使用施設等における定期検査の検査手法について、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>

- c. 実施主体が事業者の規制について
 (原子炉等規制法、放射性同位元素等規制法以外)

<目視規制>
<定期検査・点検規制>
<p>⑰ 原子力発電工作物に関する保安規程について (例)原子力発電工作物の保安に関する命令第4条</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:3(目視規制)、2(定期検査・点検規制)> 保安規程で定める原子力発電工作物に関する巡視、点検について、その一部代替手法として、デジタル技術を活用することが可能である旨を、経済産業省と調整の上、規程類の整備によって確認的に明示する。</p>

2. 代表的な7項目のアナログ規制(対面講習、往訪閲覧・縦覧規制)について

<対面講習規制>
<p>⑱ 放射線取扱主任者の資格講習、定期講習、特定放射性同位元素防護管理者定期講習 (例)放射性同位元素等規制法第35条等</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:3> 実技講習を除き、講習の各プロセスについて、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>
<往訪閲覧・縦覧規制>
<p>⑲ 登録認証機関等の財務諸表等の閲覧 (例)放射性同位元素等規制法第41条の7第2項</p> <p>【見直し方針】:<見直し後の Phase:3> 財務諸表等の閲覧請求について、費用対効果等の観点も含めて、活用可能なデジタル技術の有無を検討するとともに、その旨を規程類の整備によって明示する。</p>

3. 記録媒体を指定する規定について

<p><申請・交付等の方法に関する規定(行政手続)></p>
<p>⑳ 国際規制物資の使用等に関する規則第7条に基づく報告書の提出方法(光ディスクによる手続) (例)国際規制物資の使用等に関する規則第10条第1項</p> <p>【見直し方針】: 今後デジタル庁によるデジタル手続法の改正によりオンライン手続規定が適用される。</p>
<p><作成・保存の方法に関する規定(民間事業者等が主体)></p>
<p>㉑ 原災法第11条第7項の規定による記録媒体への記録方法 (例)原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 第10条第1項</p> <p>【見直し方針】: 原災法第11条第7項の規定による記録媒体への記録方法として、クラウド利用等を可能とする旨の改正を行う。</p>
<p><特定の記録媒体の名称(FD、CD-ROM等)を指定する規定について></p>
<p>㉒ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定に基づく記録方法について (例)原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における 情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第1項第1号</p> <p>【見直し方針】: 特定の記録媒体名(シー・ディー・ロム)を削除又は抽象的規定へと見直す旨の改正を行う。</p>

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1356	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の33第1項	実地調査	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1357	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1358	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第17号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1359	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1360	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1361	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1362	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1363	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1364	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1365	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1366	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第2項 第9号ロ(3)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1367	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第4項 第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1368	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第6条の2第4項 第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1369	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1370	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の6第1項 第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1371	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の4第1項 第4号ハ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1372	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の4第1項 第4号ヘ	加工施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1373	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1374	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1375	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第18号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1376	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第18号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1377	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第18号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1378	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1379	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第19号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1380	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第19号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1381	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1382	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第9号ロ(1)(iii)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1383	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第2項 第9号ロ(2)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1384	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第4項 第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1385	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第7条の9第4項 第5号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1386	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の17第2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1387	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の10 第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1388	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1389	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1390	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1391	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1392	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1393	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1394	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1395	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1396	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第10号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1397	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1398	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第2項第9号ロ (4)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1399	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第4項	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1400	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第5項第2号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1401	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の13 第5項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1402	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の7 第4号ハ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1403	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第2条の11の7 第4号ヘ	使用施設等の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1404	核燃料物質の使用等に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1405	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第4条第1項第2 号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1406	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第 11号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1407	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第 11号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1408	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第 11号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1409	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第 11号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1410	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第 11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1411	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第3 号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1412	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第6 号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1413	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第7 号ロ(3)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1414	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第2項第8 号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1415	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第4項第2 号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1416	核燃料物質の受託貯蔵に関する規則	原子力規制委員会	第3条第4項第3 号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1417	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	原子力規制委員会	第26条第1項第 2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1418	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	原子力規制委員会	第6条第1号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1419	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第55条第4号ハ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1420	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第55条第4号ヘ	第一種廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1421	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第60条第1項第 6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1422	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 17号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1423	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 17号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1424	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 17号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1425	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 17号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1426	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 17号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1427	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1428	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第 18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1429	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第11号口	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1430	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1431	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1432	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第2項第9号口	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1433	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1434	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第62条第4項第4号口	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1435	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第90条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1436	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条第3号ハ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1437	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条第3号ヘ	廃棄物埋設施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1438	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1439	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第11号口	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1440	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第18号口	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1441	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1442	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1443	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1444	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1445	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1446	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1447	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1448	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1449	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第2項第9号口	防護措置	目視規制	2	2	否			

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1450	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1451	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第19条の3第4項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1452	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第23条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1453	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第4号ハ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1454	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第4号ヘ	廃棄物管理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1455	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第32条第1項第6号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1456	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1457	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1458	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1459	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1460	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1461	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1462	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1463	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1464	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1465	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1466	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1467	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第4項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1468	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第33条の3第4項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1469	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1470	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第130条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1471	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1472	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第76条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1473	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第76条第1項第4号ヘ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1474	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第83条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1475	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第15号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1476	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第16号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1477	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1478	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第17号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1479	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1480	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1481	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1482	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1483	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第22号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1484	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第23号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1485	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第23号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1486	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1487	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1488	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1489	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第86条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1490	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第11条第1項第4号ハ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1491	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第11条第1項第4号ヘ	再処理施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1492	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第14条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1493	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第14号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1494	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第15号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1495	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1496	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1497	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1498	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1499	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第20号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1500	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第21号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1501	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第21号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1502	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1503	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1504	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1505	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第9号ロ(1)(iii)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1506	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第2項第9号ロ(2)	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1507	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第3項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1508	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第16条の3第3項第5号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1509	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	原子力規制委員会	第20条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1510	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第31条第1項第4号ハ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1511	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第31条第1項第4号ヘ	使用済燃料貯蔵施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1512	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第34条第1項第7号	事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1513	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第19号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1514	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第19号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1515	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1516	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1517	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1518	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1519	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1520	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1521	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1522	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1523	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1524	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1525	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第36条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1526	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	原子力規制委員会	第44条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1527	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1528	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1529	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1530	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1531	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1532	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1533	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1534	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第17号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1535	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第18号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1536	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第18号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1537	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1538	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1539	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1540	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第4項	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1541	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の3第5項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1542	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第9条第1項第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1543	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第9条第1項第4号ヘ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1544	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1545	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1546	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1547	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第135条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1548	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第81条第1項第4号ハ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1549	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第81条第1項第4号ヘ	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1550	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第88条第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1551	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第15号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1552	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第16号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1553	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1554	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第17号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1555	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1556	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1557	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1558	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1559	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第22号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1560	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第23号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1561	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第23号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1562	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1563	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第91条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1564	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第22条第4号ハ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1565	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第22条第4号ヘ	試験研究用等原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1566	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第25条第1項第7号	原子力船等において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1567	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1568	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1569	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1570	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1571	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1572	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第6号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1573	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第7号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1574	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1575	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第4項第2号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1576	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第27条の2第4項第3号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1577	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第36条第2号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1578	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第1号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1579	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第2号イ	施設検査等の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1580	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第3号	発電用原子炉施設の施設管理	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正
別表1	1581	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第14条の2第1項第7号	工場又は事業所において行われる運搬	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等の 発出又は改正

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	1582	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第11号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1583	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第15号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1584	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第16号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1585	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第17号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1586	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1587	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ニ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1588	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1589	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ホ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1590	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第22号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1591	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第23号イ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1592	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第23号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1593	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第4号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1594	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第8号ハ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1595	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第2項第9号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1596	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第3項第3号	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1597	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第17条第3項第4号ロ	防護措置	目視規制	2	2	否			
別表1	1598	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の3第2項	認証の基準	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1599	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第14条の3第4項	認証の基準	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1600	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第18条第1項第6号	事業所等における運搬の基準	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1601	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第29条第1項第5号	危険時の措置	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1603	原子力発電工物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第2項第9号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1604	原子力発電工物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第3項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表1	1605	原子力発電工物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第4項第4号	保安規程	目視規制	1-①	3	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1002	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第32条第1項第2号	定期確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1003	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第46条第1号ロ	運搬物確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視・共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
新規	1004	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第46条第2号ロ	運搬物確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1005	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第60条第1号	埋設確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1006	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第74条第1号	濃度確認の方法等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視-共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1054	放射性同位元素等の規制に関する法律	警察庁 国土交通省 原子力規制委員会	第43条の2第1項	立入検査	目視規制	1-①	1-①	否			
新規	1055	放射性同位元素等の規制に関する法律	警察庁 国土交通省 原子力規制委員会	第43条の3第1項	立入検査	目視規制	1-①	1-①	否			
新規	1056	放射性同位元素等の規制に関する法律	警察庁 国土交通省 原子力規制委員会	第48条の2第5項	立入検査	目視規制	1-①	1-①	否			
新規	1057	放射性同位元素等の規制に関する法律	警察庁 原子力規制委員会	第43条の2第2項	立入検査	目視規制	1-①	1-①	否			
新規	1058	放射性同位元素等の規制に関する法律	警察庁 原子力規制委員会	第48条の2第4項	立入検査	目視規制	1-①	1-①	否			
新規	1233	電気事業法	経済産業省 原子力規制委員会	第107条第1項	立入検査	目視規制	1-①	1-①	否			
別表1	724	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	725	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	726	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第16条の5第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	727	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第22条第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	728	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	729	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第2項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	730	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第29条第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	731	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第37条第1項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	732	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第1項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	733	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第2項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	734	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第3項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	735	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の16第4項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	736	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の3の24第1項	定期事業者検査（発電用原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	737	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第1項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	738	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第2項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	739	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の11第3項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	740	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第43条の20第1項	定期事業者検査（使用済燃料貯蔵事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	741	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第1項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）
別表1	742	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第2項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度 10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化 （技術中立化）

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	743	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第46条の2の2第3項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	744	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第50条第1項	定期事業者検査（再処理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	745	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	746	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	747	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の10第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	748	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第51条の18第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	749	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第61条の2の2第1号口	原子力規制検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	750	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原子力規制委員会	第61条の8の2第1項	IAEAとの保障措置協定に基づく保障措置検査	定期検査	1-①	1-①	否			
別表1	751	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第1項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	752	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	753	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	754	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第4項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	755	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の9第5項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	756	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の10	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	757	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の11	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	758	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の12	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	759	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の13第2項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	760	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第3条の13第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	761	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第1項第16号	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	762	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第8条第2項第19号	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	763	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の3の2	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	764	核燃料物質の加工の事業に関する規則	原子力規制委員会	第9条の13第3項	定期事業者検査（加工事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	765	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	766	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第2項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	767	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第3項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	768	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第4項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	769	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第27条第1項	定期事業者検査（第一種廃棄物埋設事業者・廃棄物管理事業者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表

分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを 要さずともデジタル原則適合性 が確保できていることを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
別表1	845	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第14条の4第3項	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	846	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第29条第1項第17号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	847	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第29条第2項第18号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	848	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	原子力規制委員会	第34条の2第1項第3号	定期事業者検査（試験研究用等原子炉設置者）	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	849	登録認証機関等に関する規則	原子力規制委員会	第18条第1項第2号口	施設検査等の方法等	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	850	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第8号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	851	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則	原子力規制委員会	第12条第1項第9号	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	852	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第3項	定期検査の方法	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	853	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第14条の3第3項第2号	設計認証等の基準	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	854	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第15条第1項第10号の2	隔電子断層撮影用放射性同位元素を製造する機器の使用の基準	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	855	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第2項第2号	放射線量の測定	定期検査	1-①	1-①	否			
別表1	856	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号イ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	857	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号ロ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	858	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第20条第1項第4号ハ	放射線量の測定	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	859	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	原子力規制委員会	第24条の2の2第2項第7号二	事業所等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	860	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	原子力規制委員会	第14条第1項第1号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	861	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令	原子力規制委員会	第14条第1項第2号	定期検査の期間	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	871	原子力発電工作物の保安に関する命令	経済産業省 原子力規制委員会	第4条第2項第14号	保安規程の定期的な点検（事業用電気工作物設置者）	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会・経済産業省1	現行の規制の合理化（技術中立化）
新規	82	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	原子力規制委員会	第26条第5項	特定第一種廃棄物埋設施設の定期事業者検査	定期検査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
新規	83	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第1項	特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
新規	84	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第12条の9第2項	特定使用者・許可廃棄業者に対する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和5年度10月～3月	定期-原子力規制委員会1	現行の規制の合理化（技術中立化）
別表1	56	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則	原子力規制委員会	第46条第1項	原子力事業者等における内部監査	実地監査	1-②	2	要	令和5年度10月～3月	監査-共通3	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	87	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第35条第2項、第3項、第4項	第一種放射線取扱主任者講習・第二種放射線取扱主任者講習・第三種放射線取扱主任者講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和5年度10月～3月	講習-共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	88	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第36条の2第1項	放射線取扱主任者定期講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和5年度10月～3月	講習-共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正
新規	73	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第38条の3	特定放射性同位元素防護管理者定期講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和5年度10月～3月	講習-共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正
別表1	584	放射性同位元素等の規制に関する法律	原子力規制委員会	第41条の7第2項	登録認証機関等の財務諸表等の閲覧又は謄写の請求	往訪閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和5年度10月～3月	閲覧縦覧-共通5	告示、通知・通達等の発出又は改正

7項目のアナログ規制 工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通3	実態把握（各省自ら実施）			
		対外調整等		
		法令等改正手続		
定期-原子力規制委員会1	実態把握（各省自ら実施）			
		対外調整等		
		法令等改正手続		
監査-共通3	実態把握（各省自ら実施）			
		対外調整等		
		法令等改正手続		
講習-共通2	実態把握（各省自ら実施）			
		対外調整等		
		システム整備等		
			法令等改正手続	
閲覧縦覧-共通5		実態把握（各省自ら実施）		
		対外調整等		
			法令等改正手続	

FD等の記録媒体を指定する規制 点検対象条項の一覧表

No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、「オンライン手続等の規定の整備」に「●」のあるものは、既にオンライン手続等の規定が整備されていることを確認済	見直し方針		見直し完了時期	工程表	見直しの概要
							オンライン手続等の規定の整備	具体的記録媒体規定の見直し			
1808	国際規制物資の使用等に関する規則	原子力規制庁	第10条第1項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正
1809	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第10条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1810	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第24条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1811	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第38条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1812	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第52条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1813	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第66条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1814	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第80条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1815	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第94条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1816	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第106条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1817	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第118条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1818	登録認証機関等に関する規則	原子力規制庁	第129条第2項第2号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	否	●				
1819	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	原子力規制庁	第4条第1項第1号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体一共通	法令改正
1820	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	原子力規制庁	第4条第1項第2号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	否	●				
1821	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	原子力規制庁	第6条第1項	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	否	●				
1822	原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	原子力規制庁	第11条第1項第2号	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	否	●				
1823	原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則	原子力規制庁	第12条第1項	文書の作成・保存等（行政機関等が主体）	記録媒体	否	●				
1824	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則	原子力規制庁	第10条第1項	文書の作成・保存等（民間事業者等が主体）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体一共通	法令改正

※ 「オンライン手続等の規定の整備」における「○」は今後整備を行うもの、「●」は既に整備がされているものを、「具体的記録媒体規定の見直し」における「○」は今後見直しを行うものを指す。

FD等の記録媒体を指定する規制 工程表の種類

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
記録媒体ー共通	法令等改正手続			